

地方税の偏在是正に関する勉強会 報 告 書

令和7年3月

地方税の偏在是正に関する勉強会
兵庫県



地方税の偏在是正に関する勉強会報告書 目次

1	はじめに	1
2	地方税の偏在是正に関する勉強会における検討方針	2
3	地方法人課税の偏在性の現状	3
	(1) 偏在性の定義	
	(2) 偏在性の推移と現状	
4	地方税に影響がある社会経済情勢の変化	5
	(1) 人口動態、法人数の状況	
	(2) 法人の事業活動の多様化	
5	分割基準の現状と課題	7
	(1) 分割基準の概要	
	(2) 分割基準の見直しが必要な背景	
	(3) 分割基準において課題が考えられる業態	
6	事務所等の要件の現状と課題	13
	(1) 事務所等の要件の概要	
	(2) 事務所等の要件の見直しが必要な背景	
	(3) 事務所等の要件において課題が考えられる業態等	
7	現行の偏在是正措置の概要と課題	17
	(1) 譲与税による偏在是正措置	
	(2) 法人住民税法人税割の交付税原資化による偏在是正措置	
	(3) 更なる偏在是正措置に係る課題	
	(4) 譲与税制度の効果	
8	地方法人課税における新たな是正方策の検討	20
	(1) 是正方策の考え方	
	(2) 分割基準に課題がある業態の是正方策	
	(3) 事務所等の要件に課題がある業態の是正方策	
	(4) 是正方策のまとめ	
9	地方法人課税以外の税目に係る検討	28
	(1) 地方消費税	
	(2) 県民税利子割	
10	おわりに	33

参考資料

- 1 国への要望事項（兵庫県、全国知事会、埼玉県・千葉県・神奈川県知事連名による要望（抜粋））
- 2 地方税の偏在是正に関する勉強会（委員名簿、開催概要）

1 はじめに

地方自治体が地域経済の活性化や福祉・医療などの地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを担う上で、地方税は最も重要な基盤であり、その充実確保に絶えず取り組むことが求められる。ところが、地方税には偏在性があり、地方税収の増加は地方自治体間の財政力格差の拡大にもつながりうるという課題を有しており、兵庫県では、地方税の充実とともに税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築が重要であることを、全国知事会や県独自の国の予算編成等に対する提案活動を通じて主張してきた。

国においても、望ましい地方税のあり方を追求する中で、地方法人課税においては、暫定的な措置としての地方法人特別税及び地方法人特別譲与税（以下「地方法人特別税・譲与税」という。）の創設や、法人住民税法人税割の地方交付税原資化、直近では令和元年度税制改正における特別法人事業税及び特別法人事業譲与税（以下「特別法人事業税・譲与税」という。）の創設などの偏在是正の取組が行われてきた。

しかしながら、これらの偏在是正の取組以降も、世界経済や生活スタイルの変化に多大な影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症の蔓延のほか、依然として続く東京一極集中の傾向、電子商取引（以下「EC」という。）やフランチャイズといった事業活動の多様化等の社会経済情勢の変化により、税収が本来帰属すべき事業活動地域ではなく、本店等が多く所在する一部の地方自治体に過度に集中するなど、その偏在の状況に変化が生じている事例が見受けられる。

このように地方税の偏在が加速する中、財源が充実した地方自治体の子育てや教育分野において独自の政策を行うなど、行政サービスにおける地域間格差が生じ始めているとの懸念がある。そして、近年は、行政サービスの地域間格差が、東京一極集中を加速させているとも指摘されている。

そのため、本勉強会では、改めて地方税の偏在性に関する調査を行い、具体的な是正策を国へ提言するため、特に偏在度の大きな地方法人課税を中心に、これまで5回にわたる検討を行い、地方法人課税では、分割基準及び事務所・事業所（以下「事務所等」という。）の要件に係る是正を提案し、それでは是正が困難な場合には、特別法人事業税・譲与税の拡充を求めることとした。

なお、兵庫県で税に関する検討会が設置されるのは、平成13年に課税自主権の活用可能性について検討を行った「兵庫県税制研究会」から実に20数年ぶりのことである。当時の研究会の検討結果は、関係者による更なる検討を経て、個人及び法人の県民税均等割に係る超過課税である「県民緑税」の導入という成果につながった。

本報告書は、本勉強会におけるこれまでの検討内容等について取りまとめたものであり、今後の地方税、特に地方法人課税のあり方の見直し等に資するものとなれば幸いである。

2 地方税の偏在是正に関する勉強会における検討方針

地方税の偏在是正に関する勉強会（以下「本勉強会」という。）は、事業活動の多様化など、近年、社会経済情勢の変化に伴い生じていると考えられる地方税の偏在性について、地方の立場から独自に調査を行い、課題等を整理した上で、具体的な偏在是正方策等を検討し、国への提言につなげることを目的として、県内の大学の研究者を構成員として設置されたものである。

本勉強会での検討に当たっては、地方税の各税目の中でも、まずは特に偏在性の大きい地方法人課税を取り上げ、以下の観点によって検討を進めることにした。

- ① 地方法人課税の偏在性の指標として、法人の事業の活動量を示す「従業者数」にも着目して現状を比較。
- ② 現行の分割基準や事務所等の要件では実態に合わないと考えられる以下の業態及び設備等について、国の統計資料や兵庫県の有する課税データを加工した資料等を用いて現状及び課題等を確認。

分割基準	事務所等の要件
<ul style="list-style-type: none"> ・ E C（物品販売系） ・ フランチャイズ事業 ・ オートメーション化 ・ 分社化 ・ その他 <ul style="list-style-type: none"> 〔 保険業、インターネット保険業、 インターネット銀行業・証券業、 マンション分譲業、 フードデリバリー業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定目的会社 ・ 太陽光発電・風力発電等 ・ E C（デジタル系） ・ その他 <ul style="list-style-type: none"> 〔 自動販売機、 金融機関の ATM、 消費者金融の無人契約機、 通信基地局

- ③ ②で確認された是正が必要な業態及び設備等について、まずは分割基準や事務所等の要件に係る具体的な是正方策を検討。
- ④ 既存の偏在是正措置である特別法人事業税・譲与税及び法人住民税法人税割の交付税原資化の更なる偏在是正措置に係る課題と効果について確認。

加えて、地方法人課税以外にも是正が必要と考えられる税目として、地方消費税と県民税利子割についても、現状を確認の上、是正方策の検討を行った。

3 地方法人課税の偏在性の現状

(1) 偏在性の定義

地方自治体間における税収の偏在性を比較する際は、構成員である住民に着目し、「人口一人当たり」を指標として用いることが一般的であるが、偏在性については一つの指標のみで捉えるのではなく、複数の指標によって総合的に判断することが必要であると考えられる。

そこで、本勉強会では、地方法人課税における課税の根拠が、法人がその事業活動において地方団体の行政サービスの提供を受けており（法人事業税）、地域社会の費用についてその構成員である法人も幅広くその負担を担うべきである（法人住民税）こととされていることを踏まえると、偏在性を計る指標としては、事業の活動量も重要であるとして、「人口一人当たり」による比較に加え、本節では、従業者数や事務所数等の比較に基づく検討を行った。

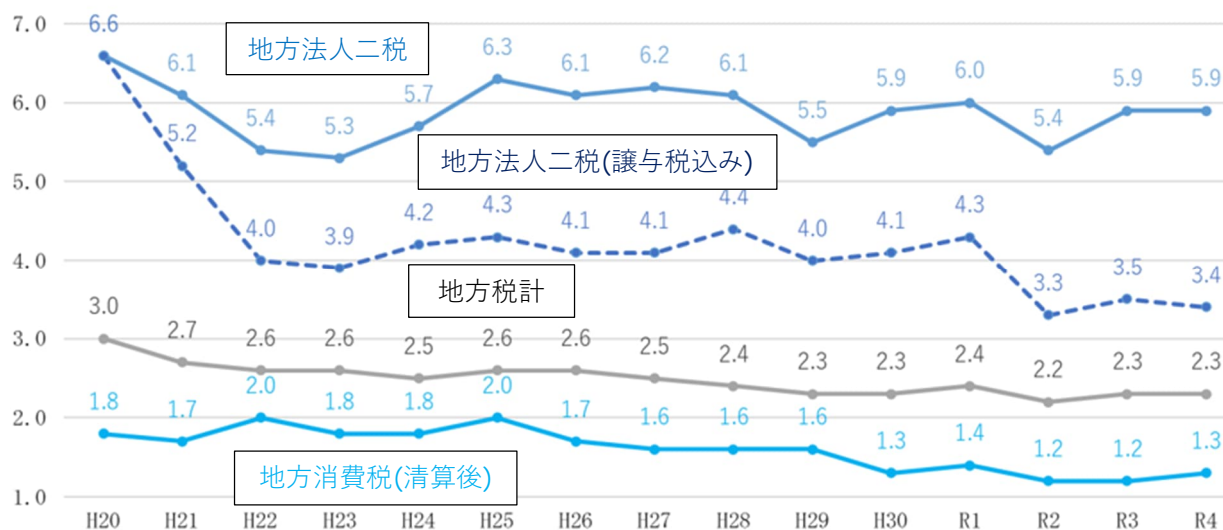
(2) 偏在性の推移と現状

人口一人当たりの税収額の偏在度の推移は図表1のとおりである。令和4年度における都道府県間の税収額の偏在度は、地方税の計において最大／最小が2.3倍であるのに対し、地方法人二税においては最大／最小が5.9倍であるなど、特に、地方法人二税においてその偏在度が大きなものとなっている。

これについて、地方法人二税に係る偏在是正措置として、平成20年度税制改正による地方法人特別税・譲与税の創設を経て、令和元年度税制改正においては特別法人事業税・譲与税が創設されており、この措置を反映すると、地方法人二税における最大／最小は3.4倍に縮小することになる（最大／兵庫県では2.5倍）。

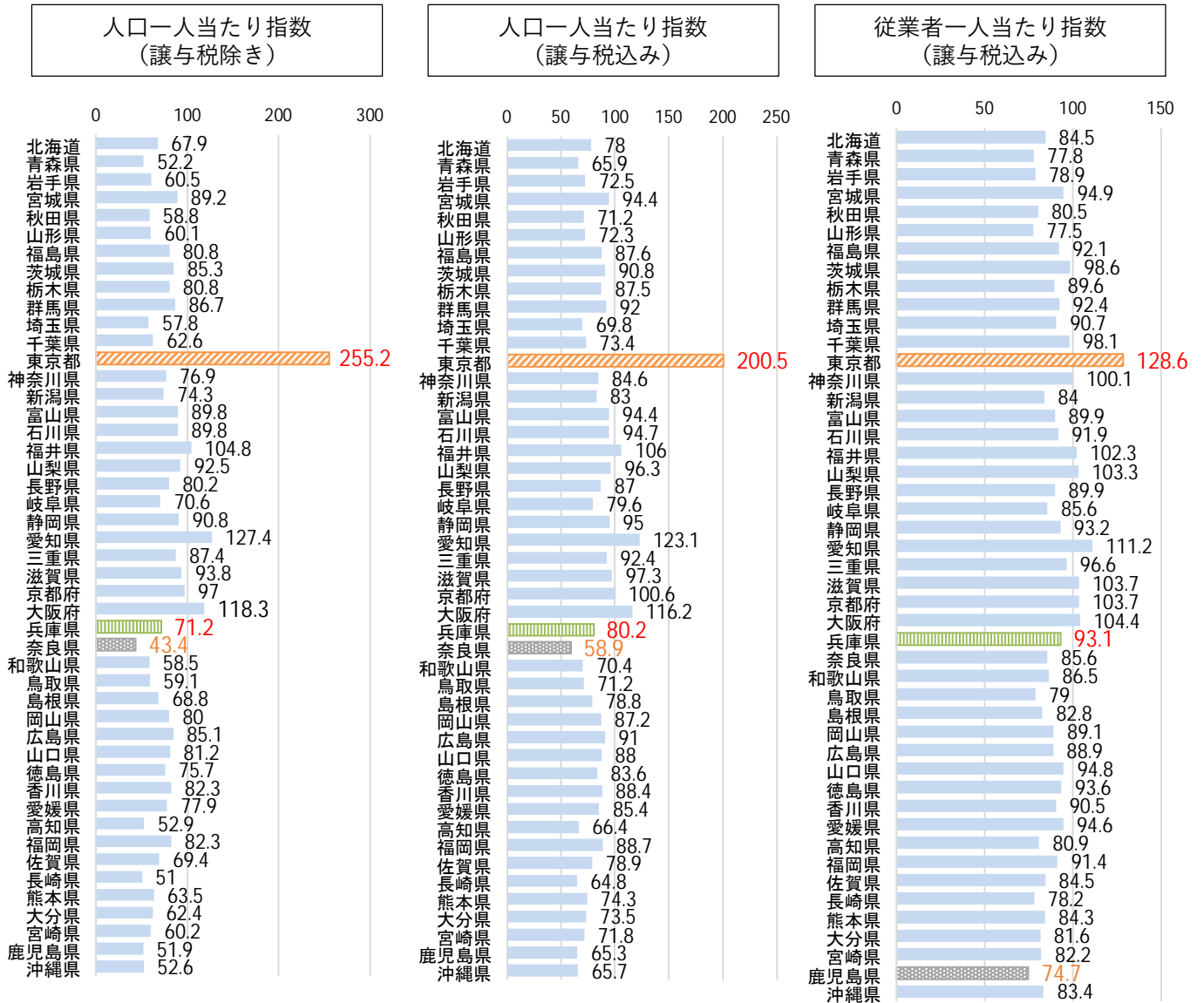
また、「従業者一人当たり指数」によって地方法人課税の偏在性を比較した場合においては、最大／最小は2.8倍であり、特別法人事業譲与税を含めるとその割合は1.7倍まで縮小しているが、地方消費税（清算後）の1.3倍と比較すると、依然として都道府県間の税収には格差がある状況といえる（最大／兵庫県では1.4倍）。

【図表1：人口一人当たりの税収額の偏在度の推移（最大〔東京〕／最小の倍率）】



(出典：総務省資料加工)

【図表 2：一人当たりの地方法人課税税収額の指数（令和 4 年度決算）】



最大 (東京都) / 最小 (鹿児島県) = 5.9 倍
 [/ 兵庫県 = 3.6 倍]

最大 (東京都) / 最小 (奈良県) = 3.4 倍
 [/ 兵庫県 = 2.5 倍]

最大 (東京都) / 最小 (鹿児島県) = 1.7 倍
 [/ 兵庫県 = 1.4 倍]

(出典：総務省資料加工)

※ 一人当たりの指数は、一人当たりの税収額の全国平均を 100 とした場合の各団体の数値を相対的に比較した値であり、人口は住民基本台帳人口、従業者数は経済センサス活動調査による。

4 地方税に影響がある社会経済情勢の変化

直近の偏在是正に係る措置には、令和元年度税制改正による特別法人事業税・譲与税の創設があるが、それ以降も、地方税を取り巻く状況に変化が生じていることについて確認しておく必要がある。具体的には、当該制度の創設以降も地方自治体間の財政格差が拡大していることや社会経済情勢の変化が挙げられるが、ここでは、社会経済情勢の変化について述べる。

(1) 人口動態、法人数の状況

日本の総人口は平成 20 年をピークとして人口減少社会に突入してから、すでに 15 年以上を経過している。この間、東京一極集中の解消が絶えず課題とされてきたが、この流れには歯止めがかからず、逆に拡大する傾向にある。例えば、総務省の住民基本台帳人口移動報告（令和 6 年）によると、転入超過数が最も多いのが東京都の約 8 万人（令和 5 年：約 3 万人）であり、東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）への転入超過数についても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で一時は減速したものの、社会経済活動の正常化に伴い 3 年連続で転入超過幅が拡大し、13 万人を超える水準となっている。また、図表 3 の人口シェアの推計においても、東京都の人口シェアは、総人口、生産年齢人口とも今後も拡大することが見込まれている。

次に、法人数について、法人税の都道府県別申告法人数では、東京都が法人数及び全国に占めるシェアともに増加しており、特に資本金 10 億円以上の法人では、そのシェアは約 6 割に達するものとなっている。

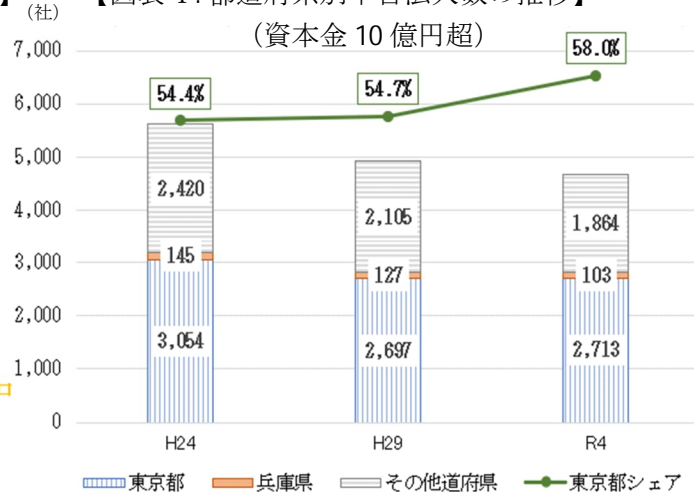
東京圏の大学に進学した学生の 9 割がそのまま同じ地域内で就職するとのデータもあり、労働力とその受け皿となる法人本社が東京都に集中することにより、今後も東京都の地方税収におけるシェアが増加していくものと考えられる。

【図表 3：東京都及び兵庫県の人口シェアの推移】



(出典：国立社会保障・人口問題研究所 人口統計資料集 (2024 年版)、日本の地域別将来推計人口(令和 5 年推計))

【図表 4：都道府県別申告法人数の推移】



(出典：国税庁 HP)

(2) 法人の事業活動の多様化

複数の地方自治体に事務所等を有する法人は、地方法人課税の分割基準に従って課税標準を分割し、それぞれの地方自治体に申告納付することになるが、事業活動の多様化が一層進むことにより、各地方自治体への税配分にも影響が生じることになる。

法人の事業活動の多様化の代表例としては、ECの拡大が挙げられる。なかでも物品販売系分野におけるECの市場規模は年々拡大しており、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた時期に比べるとその伸び率は緩やかになったが、令和5年のEC化率（電話、Eメール、対面等も含めた全ての商取引金額に対するEC市場規模の割合を指すとされている。）は約9.4%となっており、引き続き拡大していくものと考えられる。ECでは販売店舗を必要としないため、全国的に事業活動を展開しているにもかかわらず、従業員が本店に集中し、物流倉庫や配送施設等の事務所は一部地域にしか設置されないことが多いことから、現行の分割基準では適切な税収の配分がされないという問題点が挙げられる。

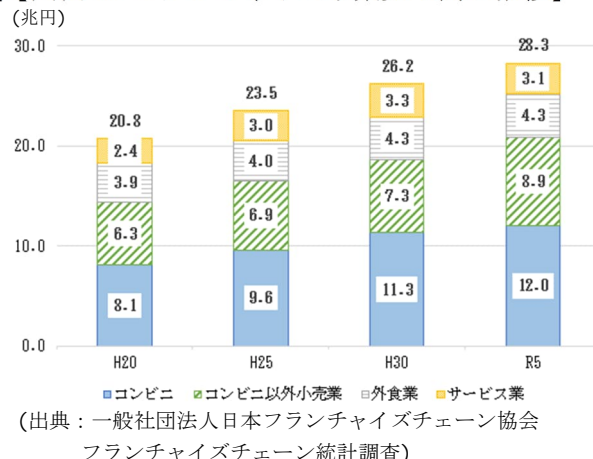
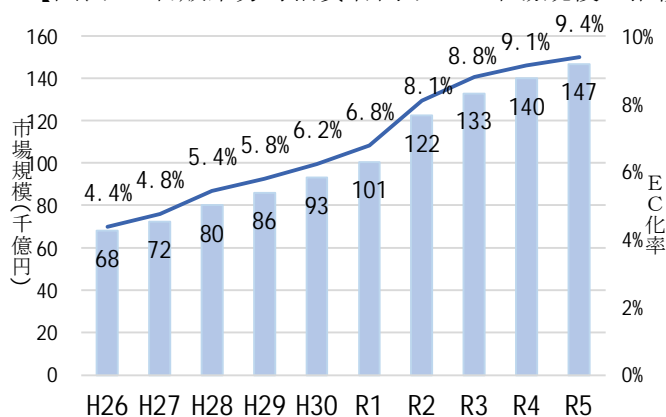
また、ECの拡大に伴い、商品を一時保管する物流倉庫も近年大型化しているが、こうした大型施設においてはオートメーション化が進んでおり、倉庫内における商品の運搬作業を行う自走式ロボットが導入されることにより、従業員の配置が減少する事例が見られることや、特に物流会社が特定目的会社が建設した倉庫を賃貸する事例において、倉庫等の施設が所在する地方自治体に適切な税収がもたらされないという問題点が挙げられる。

また、コンビニエンスストアといったフランチャイズ事業も拡大を続けている。フランチャイズ事業では、フランチャイズ加盟店は本部にロイヤリティとして利益の一定割合を支払うことになるが、フランチャイズ店舗のある地域に本部の本店又は支店がなければ、当該地域には売上げに見合う利益が還元されず、税収は本店所在地に集中することになる。

加えて、既存の大法人が事業部門や地域ブロックを分割して100%子法人を作る事例も増加しているが、分社化後の各社がそれぞれの事務所等が所在する地方自治体に納税することにより、関係地方自治体間の課税関係に変化が生じることがある。

このほか、全国的に導入が進んでいる太陽光・風力発電事業等について、メガソーラーのような大規模設備があっても従業員が駐在する施設がない場合において、当該設備が分割基準の対象となる事務所等の要件に該当しないことから、設備のある地方自治体に全く税収が入らないという事例も発生している。

【図表5：物販系分野消費者向けEC市場規模の推移】 【図表6：フランチャイズ事業売上高の推移】



5 分割基準の現状と課題

(1) 分割基準の概要

地方法人課税は、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する地方自治体が課税することから、法人の事務所等が2以上の地方自治体にある場合には課税権を調整することが必要であり、「分割基準」は課税標準を事務所等の所在する地方自治体に分割する際の基準とされている。

法人事業税における分割基準の創設及びこれまでの改正の経緯は図表7のとおりである。制度創設当初である昭和26年度には「従業者の数」による分割が中心であったが、平成元年度には、製造業の工場の機械装置の自動化・高度化を反映して直接的に生産に携わらない間接部門の人員の占めるウェイトが高まったことを受け、工場が所在する都道府県と本店・支店等が所在する都道府県の相対的関係を事業活動の状況に応じた適切なものとするため、中小企業の事務負担を増大させないよう資本金1億円以上の会社に限定した上で、工場の従業者数を1.5倍に割り増す見直しが行われた。また、平成17年度には、IT化、アウトソーシング化等の進展を受け、法人が事業活動の効率化のために人員削減を行ったことで店舗戦略・ネットワーク戦略としての事務所の持つ重要性が相対的に高まってきた状況を受け、全ての非製造業において分割基準に「事務所の数」を取り入れることとされた。

なお、法人住民税法人税割の分割基準においては、昭和26年度の制度創設以来「従業者数」による分割が維持されている。

【図表7：分割基準の改正経緯（法人事業税）】

	S26年度 (1951年度)	S29年度 (1954年度)	S37年度 (1962年度)	S45年度 (1970年度)	S47年度 (1972年度)	S57年度 (1982年度)	H元年度 (1989年度)	H17年度 (2005年度)	H29年度 (2017年度)
製造業	従業者の数		〔本社管理部門の従業者数1/2〕				〔工場の従業者数1.5倍〕	〔本社管理部門1/2措置の廃止〕	
非製造業				〔本社管理部門の従業者数1/2〕				1/2:事務所等の数	1/2:事務所等の数 1/2:従業者の数 〔本社管理部門1/2措置の廃止〕
証券業							1/2:事務所等の数	1/2:従業者の数	
銀行業 保険業	1/2:事務所等の数 1/2:従業者の数						1/2:事務所等の数 1/2:従業者の数	1/2:事務所等の数 1/2:従業者の数	
電気供給業	1/2:固定資産の価額 1/2:従業者の数	固定資産の価額				1/2:発電所用固定資産の価額 1/2:総固定資産の価額	3/4:発電所用固定資産の価額 1/4:総固定資産の価額		3/4:発電所に接続する電線路の電力容量 1/4:総固定資産の価額
送配電事業									
発電事業・特定卸供給事業									
ガス供給業									
倉庫業									
鉄道事業									
軌道事業		軌道の延長キロメートル数							

※ () は、資本金1億円以上の法人のみ。

(出典：総務省)

(2) 分割基準の見直しが必要な背景

法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動において、地方自治体が整備・管理する道路などの行政サービスの提供を受けていることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方にに基づき課税される、いわゆる応益課税を根拠としたものである。

このように課税の根拠が応益原則にあることから、分割基準に用いる指標としては、地方自治体との応益関係の程度が反映され得るものとするべきであるが、応益関係を測定することが困難であることから、行政サービスからの応益と事業活動の規模には相関関係があると考え、従業者数や事務所数を分割基準の指標として従前、用いているものである。

しかしながら、平成 17 年度以降、分割基準の大幅な改正はなされておらず、EC のように全国で事業活動を展開しているのに、本店以外には一部の都道府県にしか事務所の設置がないような業態が増加しているといった近年の法人の事業活動の多様化を踏まえると、現行の分割基準の指標では、応益課税の反映に限界がみられることから、改めて分割基準の見直しの時期が来ているものと考えられる。

(3) 分割基準において課題が考えられる業態

法人の事業活動の変化を踏まえると、現行の分割基準では次のような業態において、適切に税収が配分されないという課題が生じていると考えられる。

① EC（物品販売系）

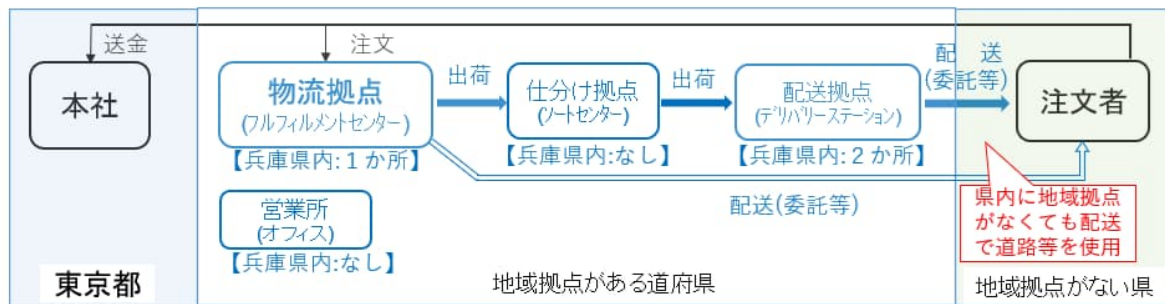
EC の物品販売系における商品の受注はインターネットを介して行われ、配送も別業者に委託されていることから、大手の EC 事業者であっても、本店以外には一部の地域のみ商品保管する物流倉庫や支店を設置し、都道府県単位の営業所等を設置しないケースが多く、これに伴い従業者のシェアも本店がより大きくなる傾向にある。

例えば、最大手の EC 事業者であるアマゾンジャパン（同）においても、同社のホームページによると、事務所等が設置されている都道府県は 26 団体に限られている（※令和 6 年 8 月時点）。このような傾向は法人の規模が小さくなるほど顕著となり、「月間ネット販売」による令和 4 年の EC 売上高調査におけるインターネット販売専門業者の上位 10 社のうち、兵庫県内に事務所等があるのは、アマゾンジャパン（同）の 1 社のみとなっている。

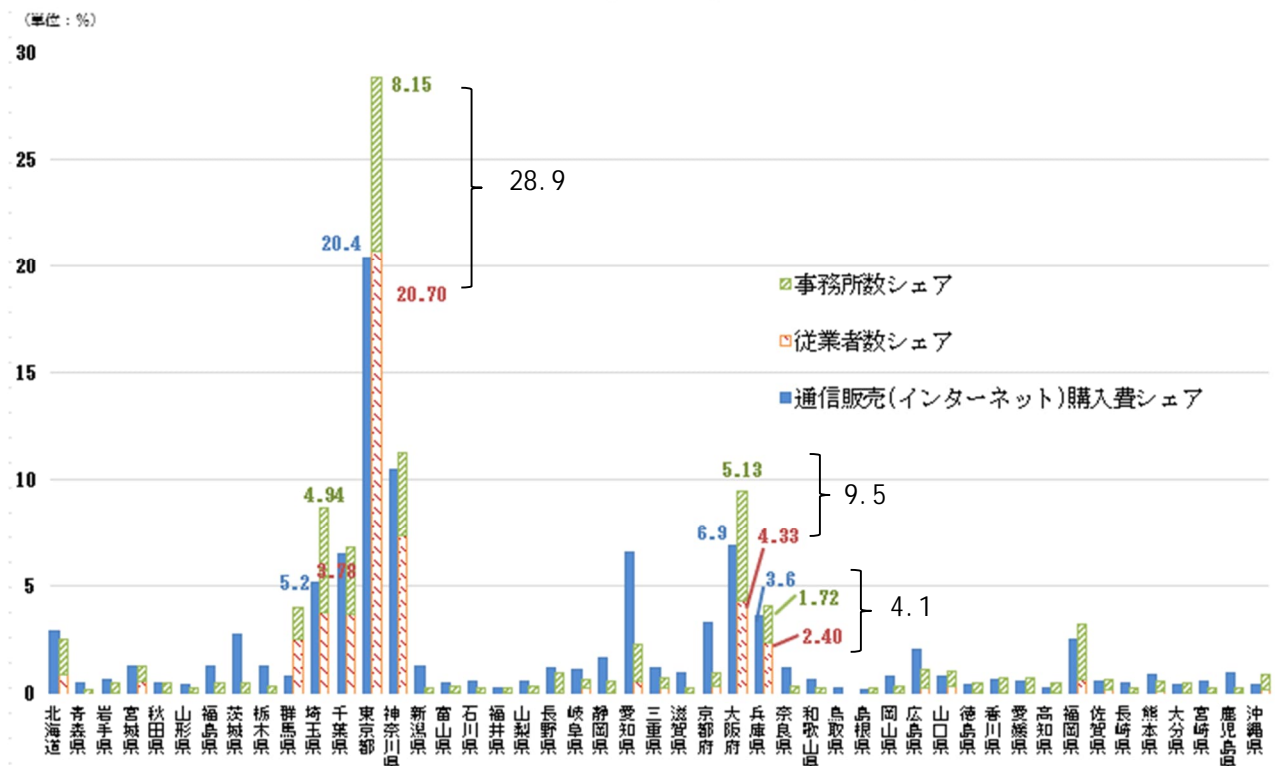
そもそも事務所等がなければ、分割基準の対象にはならず、税収も入らないことになるが、EC 事業者による事業活動は地域を限定せずに全国的に展開されており、事務所等がない都道府県においても、EC 事業者は配送に不可欠な道路や橋梁を使用するなど、当該都道府県からの行政サービスを享受しているといえる。また、次ページの図表 9 のとおり、都道府県別のインターネット購入費シェアと、兵庫県に申告がある主な法人 5 社（EC 事業者）の分割基準シェア（事務所数及び従業者数による。）から推計して比較したところ、東京都では事

務所数と従業者数を合わせた分割基準シェア 28.9%に対し、インターネット購入費シェアが 20.4%と、税収が売上相当を 8 ポイント上回るものとなっている。また、分割基準シェアの中でも特に従業者数の占める割合が高いことから、本店（又はその近隣の事務所等）に従業者が集中していることが、都道府県間における販売額（購入額）と税収との間に乖離を生じさせる一因と考えられる。

【図表 8：商品注文から配送までの流れ（アマゾンジャパン合同会社の事例）】



【図表 9：通信販売（インターネット）購入費シェアと分割基準シェア（事務所数及び従業者数）の比較】



(注) インターネット購入費シェアは、2019 年全国家計構造調査の家計収支に関する結果から推計
事務所数シェア及び従業者数シェアは、兵庫県に申告がある主な法人 5 社の課税データから推計

② フランチャイズ事業

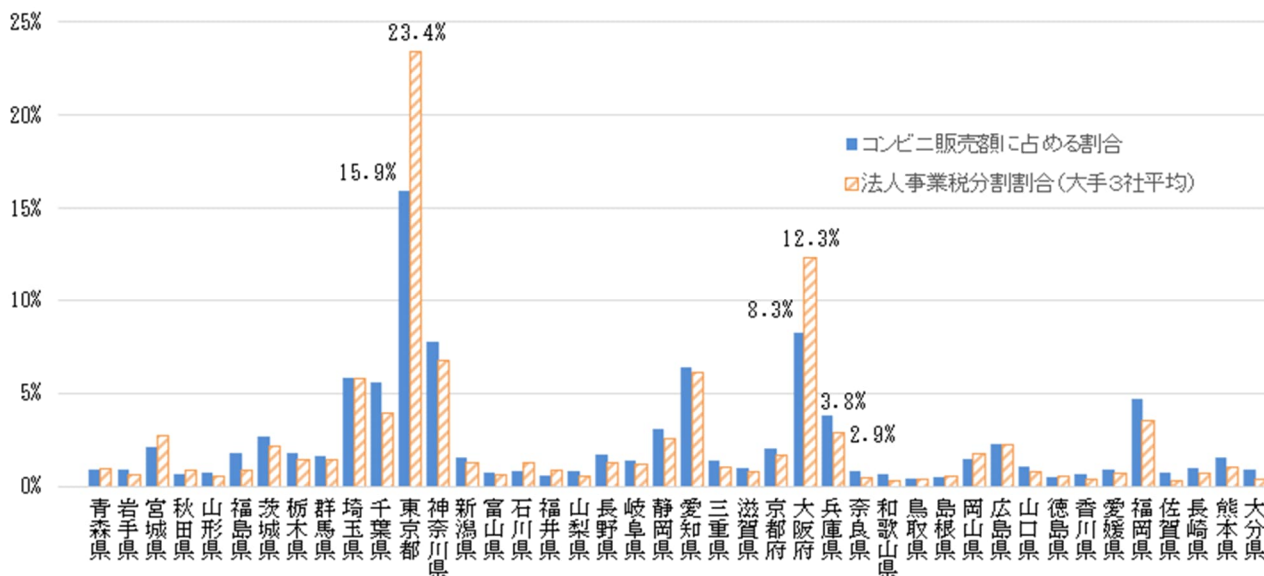
フランチャイズ事業には、小売業、外食業及びサービス業に係るものがあるが、なかでもコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）は、小売業の売上げの半数強を占めており、フランチャイズ事業全体の売上げにおいても、その4割以上を占める。フランチャイズ事業では、契約上、基本的にフランチャイズ加盟店が本部にロイヤリティとして粗利益の一定割合を支払うことになるが、コンビニのロイヤリティ料は利益の2割から6割程度とされている。そして、コンビニ大手3社においては、店舗の95%以上がフランチャイズ加盟店である。

都道府県別のフランチャイズ加盟店を含めたコンビニの販売額のシェアと大手3社の分割基準シェアを比較したところ、図表10のとおり、東京都においては販売額シェア15.9%に対し分割基準シェアが23.4%と税収が売上相当を7.5ポイント上回っており、一方、兵庫県では販売額シェア3.8%に対し分割基準シェアが2.9%と、税収が売上相当を0.9ポイント下回るものとなっている。

コンビニは日本全国に分布しており、経済産業省の商業動態統計調査によると、令和5年度末における全国のコンビニ店舗数は約5万6千店舗となっている。しかしながら、コンビニ大手3社の本部はいずれも東京都にあり、他府県には一部の営業所とわずかな直営店等を有するのみであることから、本店のある東京都に税収が集中していることが分かる。

本来であれば売上利益が所在地の地方自治体に納税されていたものが、フランチャイズ加盟店に移行し、その売上利益の一部がロイヤリティとして本部に支払われることにより、本店等が所在する地方自治体に当該地域における販売の実態を超えた税収が集中するという状況は、コンビニに限らず外食業等の他のフランチャイズ事業においても同様であると考えられる。

【図表10: コンビニの販売額シェアと分割基準シェアの比較】



(注) コンビニ販売額に占める割合は、商業動態統計調査による2023年度コンビニ販売額、分割割合はコンビニ3社の課税データからそれぞれ推計
 なお、いずれの割合も大手3社以外のシェアの大きい、北海道、高知、宮崎、鹿児島及び沖縄を除いて算出

③ オートメーション化

従来、オートメーションは、製造業の工場の生産工程において、人材不足の解消や生産性の向上、品質の安定化などを実現するために、ロボットや機械を導入して自動化をめざすファクトリーオートメーション（FA）が中心であった。しかし、近年、ECの市場規模が急速に拡大するに伴って、商品集配の拠点として新設される物流倉庫が大型化しており、こうした倉庫では、大量のロボットを導入することにより、従来手作業により行われていた搬送作業の自動化を図る法人が現れており、ECの拡大に伴う商品の取扱量の増大と人手不足の現況から、今後もこの傾向が進むものと考えられる。

オートメーション化の進展に伴い、物流倉庫等に配置される従業者数が減少することになるが、倉庫業の分割基準が「事務所などの固定資産の価額」であるのに対し、EC事業者は「事務所数及び従業者数」を分割基準とする非製造業に分類されることが多いことから、配置される従業者数の減少は、当該物流倉庫等が所在する地方自治体に配分される税収の減少を意味する。

この点に関して、物流倉庫等の周辺には配送トラックが頻繁に走行することから、オートメーション化により配置される従業者数が減少しても、当該倉庫等が所在する地方自治体から事業者が受ける行政サービスは直ちに減少するとは言いえないことを踏まえると、従業者の代替となるような高性能なロボットやオートメーション設備に対する課税についても検討を行っていく必要があるのではないかと考えられる。

【図表 11: 県内の主な物流倉庫の導入事例（各社ホームページから）】

（株）MonotaRO（モノタロウ）：猪名川ディストリビューションセンター（R4.4～）
モノタロウ最大物流拠点で、物流設備や効率的な物流作業オペレーション、物流システムと配送振り分けシステムとの連携など、テクノロジーとオペレーションの力を増強。 ・小型無人搬送ロボット（AGV）：約 800 台 ・使用延床面積：約 189,000 m ²
アマゾンジャパン合同会社：尼崎フルフィルメントセンター（R4.3～）
日用品などの商品を取り扱う関西最大規模の物流拠点で、「Amazon Robotics」と呼ばれる自走式ロボットの革新的なテクノロジーを取り入れ、豊富な品揃えと迅速な配送を実現。 ・車輪付き薄型ロボット（Drive）：約 1800 台 ・使用延床面積：約 100,000 m ²

④ 分社化

既存の大法人が事業部門や地域ブロックを分割して 100%子法人を作る事例が増加しているが、こうした法人の組織再編によっても地方自治体間の課税関係に変化が生じることがある。

図表 12 の例にあるとおり、製造業であり 3 つの事業部門を有する A 社が、同社の b 事業を B 社、c 事業を C 社に分割し、それぞれ 100%子法人化した場合において、売上高の合計は分

社化前と分社化後3社で同じであり、ハ県内の工場の従業者数に増減がないにもかかわらず、分社化により、ハ県にはB社とC社からの売上げ等に基づく税収が入らなくなることで減収となる。

法人が経営の効率化やリスクの分散、節税等を目的に分社化を行うのは当然のことではあるが、グループ全体としての事業活動に変わりがないのに、本店所在地以外の地方自治体においては分社化により大幅に税収が減る事例が見られ、特に大法人である親会社の本店が東京都内に多いことも踏まえると、応益性とのバランスの観点からこうした状況に対する何らかの是正が必要であると考えられる。

【図表 12: 製造業の分社化による減収の事例】

【R2年3月決算期】		事業部門を分社		【R5年3月決算期】		3社合計：12,000億円	
A社 (a・b・cの3事業)		A社 (親会社：a事業)		B社 (100%子会社：b事業)		C社 (100%子会社：c事業)	
資本金	1,000 億円	資本金	1,000 億円	資本金	100 億円	資本金	50 億円
売上	12,000 億円	売上	7,000 億円	売上	3,000 億円	売上	2,000 億円
分割基準	30 府県	分割基準	28 府県	分割基準	2 府県	分割基準	9 府県
総数	32,000 従業者数 シェア	総数	25,000 従業者数 シェア	総数	4,000 従業者数 シェア	総数	3,000 従業者数 シェア
イ県	22,000 人 68.8 %	イ県	15,400 人 61.6 %	イ県	3,900 人 97.5 %	イ県	2,700 人 90.0 %
ロ県	700 人 2.2 %	ロ県	550 人 2.2 %	ロ県	100 人 2.5 %	ロ県	50 人 1.7 %
ハ県	6,300 人 19.7 %	ハ県	6,300 人 25.2 %	ハ県	0 人 0 %	ハ県	0 人 0 %

※工場の従業者数は1.5倍済み。

⑤ その他

このほかにも、全国で事業活動が行われているにもかかわらず、本店又は支店等の地域拠点のある地方自治体のみ税収が帰属する、あるいは、税収が本店等の所在する地方自治体に集中しており、課税ができて税収が適切には配分されていないと考えられる事例として、以下の事業形態が挙げられる。

業 態	課 題
保険業	個人事業主である保険外交員は分割基準の従業者数に含まれない。
インターネット保険業	対面代理店はインターネット保険業事業者の事務所等に該当しない。
インターネット銀行業・証券業	インターネット専門会社の新設のほか、店舗型の銀行もインターネット支店を設置する流れであり、営業活動と事務所等所在地との結びつきが薄れている。
マンション分譲業	県内に支店がない分譲業者による、県内所在のマンションの分譲には課税できない。
フードデリバリー業	個人事業主である配達員は分割基準の従業者数に含まれない。 県内に事務所等がない業者による、県内での活動には課税できない。

6 事務所等の要件の現状と課題

(1) 事務所等の要件の概要

事務所等が複数の地方自治体にある場合には、分割基準により課税標準を当該地方自治体で分割することになるが、この「事務所等」に該当するには、①人的設備を有すること、②物的設備を有すること、③事業を継続して行うことの3要件を満たすことが必要とされている。

このうち人的設備とは、事業に対して労務を提供することにより事業活動に従事する自然人（物的設備を有する場所に常時勤務することは必要とはされていない。）をいい、物的設備は、当該法人の所有するものであるか否かにかかわらず、事業の目的に供されるものであれば足りるとされている。

(2) 事務所等の要件の見直しが必要な背景

現状、事務所等の要件が前記(1)のとおりとされていることから、地方自治体内に設置された発電設備が無人のもので、当該設備が他の地方自治体に所在する事務所等から遠隔操作を受けているケースや、所有する施設を他法人に賃貸し直接管理しないケースにおいては、人的設備という要件を満たしていないため、これらの設備や施設は分割基準の「事務所等」に該当せず、所在地の地方自治体には課税権が発生しないことになる。しかしながら、このようなケースであっても、法人が事業活動を行うに当たり、設備や施設が所在する地方自治体からの何らかの行政サービスを受けていることから、当該地方自治体に課税権が生じない現状には応益性の観点から問題があると言わざるを得ない。

また、外国法人に関しては、日本国内で事業を行っていても、日本国内に恒久的施設（P E : Permanent Establishment）を有しない場合には、当該外国法人の事業所得は日本で課税されることはない。この「P Eなければ課税なし」という考え方が、事業所得課税に係る国際的なルールであるが、P E概念の再検討も行われており、かつ市場国にP Eを置かずにビジネスを行う法人の増加や低い法人税率や優遇税制によって外国法人を誘致することへの批判の高まりを受け、OECD/G20の「B E P S包摂的枠組み」において2つの柱による解決策への合意がなされるなど、新たな国際課税ルール策定の取組が進んでいる（例：第1の柱（市場国への新たな課税権への配分）では、大規模グローバル企業グループの利益率10%を超える残余利益の25%を市場国に配分することとされている。）。

こうした国際的な動きも踏まえると、制度創設時から大きな見直しがされていない事務所等に係る要件についても、地方法人課税の応益性の原則に基づいた適正な見直しが必要な時期に来ているのではないかと考えられる。

(3) 事務所等の要件において課題が考えられる業態等

法人の事業活動の変化を踏まえると、現行の事務所等の要件では次のような業態や施設に対する課税ができない、あるいは課税ができたとしても税収が適切に配分されないという課題があると考えられる。

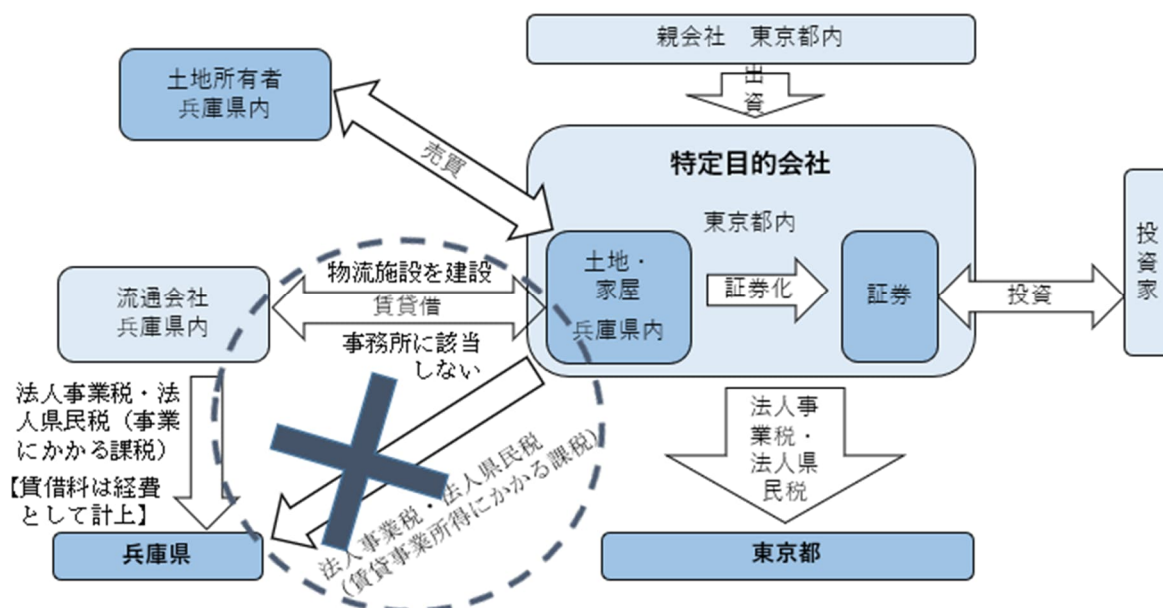
① 特定目的会社

特定目的会社は、資産の流動化に関する法律に基づき、親会社から譲渡された不動産等を証券化して資金調達を行うために設立される法人で、特別目的法人（SPC）の一種である。法人課税において、配当の損金算入が可能であることや、不動産取得税と登録免許税の軽減措置などの税優遇制度があることから、物流倉庫といった大規模施設の整備において特定目的会社が活用される事例が増加している。

特定目的会社においては、不動産からの収益の一定割合を投資家に配当すれば、通常であれば損金不算入となる配当を損金算入することが可能となることから、本来であれば課税の対象となる利益が圧縮され、法人事業税が発生しても少額となることが多い。

また、金融庁の特定目的会社届出一覧によれば、特定目的会社の約99%が東京都内に本店を置いているため、特定目的会社が他府県に大規模物流倉庫を整備してEC事業者等に賃貸するケースでは、当該倉庫が所在する地方自治体には、法人住民税を含めて課税権が生じないことが多い。さらに、借主側であるEC事業者においても、特定目的会社等に支払う賃借料は経費として計上することになるため、その分、当該倉庫の所在する地方自治体に納められる法人事業税が減少するといった問題もある（ただし、外形標準課税法人の場合は、付加価値割の純支払賃借料への計上により課税となるケースもある。）。

【図表 13: 特定目的会社の活用例】



② 太陽光発電・風力発電等

太陽光発電事業は、日当たりの良い立地であれば比較的導入しやすいため、特に、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（通称FIT法。現在は「再生可能エネルギー電気利用の促進に関する特別措置法」に改正されている。）に基づく固定価格買取制度が創設されて以来、全国的に発電設備の導入が進んでいるが（図表14参照）、安全面への不安や自然環境との共生などの社会的関心の高まりを受け、多くの地方自治体において、発電施設の設置等に係る規制を強化するための条例が制定されるなど、所在地との関連において課題も多い事業である。

地方法人課税においては、無人の発電設備のみが設置されており、地方自治体内に従業員の駐在施設や本店、営業所等がない場合においては、当該発電設備は事務所等の人的要件を満たさないため、設置された地方自治体には税収が入らないことになる。

兵庫県内に太陽光発電設備を設置している16社（※発電出力10MW以上）のうち、11社が県外に本店があり、さらに、このうち兵庫県に納税があるのは3社のみである。

また、風力発電設備においては、兵庫県内に設備を設置している5社（※発電出力1MW以上）のうち、3社が県外に本店があり、さらに、このうち兵庫県に納税があるのは1社のみという状況である。

このように、兵庫県に発電設備を設置する法人は、当該発電設備から利益を受けているにもかかわらず、所在地である兵庫県にはそれに見合った税収が入らないという現状には応益等の観点から問題があると言わざるを得ない。

なお、令和4年5月の電気事業法改正により、10MW以上の系統用蓄電池が発電事業と位置付けられ、蓄電池を活用した市場取引が解禁となった。系統用蓄電池は太陽光発電などに比べると必要な敷地面積がかなり小さいものではあるが、太陽光発電設備同様、人的要件を満たさないものであり、安定的なエネルギー供給に向けて国も系統用蓄電池の導入を積極的に推進していることから、こうした設備も今後の課題として考えるべきである。

【図表14: 都道府県別の太陽光発電所数及び最大出力】

都道府県	発電所数 (地点)	最大出力 (kW)	都道府県	発電所数 (地点)	最大出力 (kW)	都道府県	発電所数 (地点)	最大出力 (kW)
北海道	337	828,498	石川県	26	249,439	岡山県	249	864,224
青森県	41	325,926	福井県	19	45,405	広島県	364	361,025
岩手県	57	501,886	山梨県	27	71,571	山口県	506	544,057
宮城県	145	1,099,417	長野県	55	166,949	徳島県	18	48,143
秋田県	22	126,629	岐阜県	145	142,922	香川県	65	104,626
山形県	12	125,573	静岡県	117	382,331	愛媛県	29	125,663
福島県	197	1,661,569	愛知県	112	257,264	高知県	16	152,056
茨城県	427	1,050,275	三重県	309	811,917	福岡県	172	579,525
栃木県	165	962,126	滋賀県	38	61,469	佐賀県	59	83,044
群馬県	117	412,459	京都府	36	110,188	長崎県	97	177,655
埼玉県	88	134,764	大阪府	57	130,539	熊本県	105	527,785
千葉県	283	697,775	兵庫県	160	684,746	大分県	49	473,234
東京都	18	8,396	奈良県	23	62,810	宮崎県	69	428,545
神奈川県	58	64,915	和歌山県	75	297,699	鹿児島県	273	794,756
新潟県	26	127,751	鳥取県	55	174,725	沖縄県	2	13,990
富山県	17	30,483	島根県	120	38,049	合計	5,457	17,124,695

※電気事業者ではない事業者の発電所及び一般家庭の太陽光発電設備等は含まれない。(出典：経済産業省 資源エネルギー庁 電力調査統計(2024年6月))

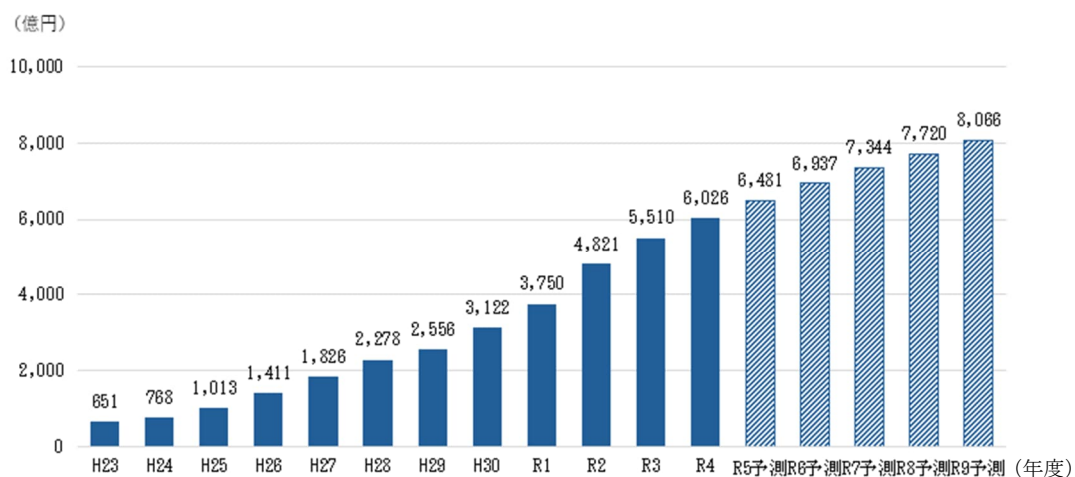
③ EC（デジタル系）

ECについては、物販系分野に限らず、デジタル系分野においても市場規模の伸びがみられる。経済産業省の「令和5年度電子商取引に関する市場調査」によると、オンラインゲームや電子出版、動画や音楽の有料配信を含むデジタル系分野の市場規模は、令和5年において2.6兆円（対前年比2.1%）を超える規模となっており、今後も伸びが見込まれる。

こうしたサービスを行う業者の多くは東京都に本店を設置しているが、通常、本店以外の営業所等を設置しないことから、物販系のEC以上に税収が本店所在地に集中し、消費地への税収配分がなされないという問題がある。

デジタル系分野の業態については、行政サービスを受けた場所の特定が困難という課題等があるものの、今後の動向を踏まえ、より検討を進めるべきである。

【図表 15: 電子書籍市場規模の推移】



(出典) インプレス総合研究所 電子書籍ビジネス調査報告書 2023

④ その他

このほかにも、現行の定義では事務所等の要件に該当しないため、分割基準の対象とならず、所在地において事業が行われながらも税収が的確に配分されないと考えられる事例として、以下の設備が挙げられる。

設 備	課 題
自動販売機	飲料メーカーや専門オペレーターによって運営される自動販売機のケース
金融機関のATM・消費者金融の無人契約機	ATMや契約機のみが設置され、相談には遠隔対応する無人店舗のケース
通信基地局	携帯電話やスマートフォンアプリの利用に必須となる設備

7 現行の偏在是正措置の概要と課題

(1) 譲与税による偏在是正措置

平成20年度税制改正において、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系が構築されるまでの間の暫定的な措置として、法人事業税の税率を引き下げ、地方法人特別税・譲与税が創設された。地方法人特別税は国税とし、法人が法人事業税の確定申告を行う際に併せて都道府県に申告納付したものを国に払い込み、国が人口と従業者数を譲与基準として、全額を都道府県に配分するものであった。

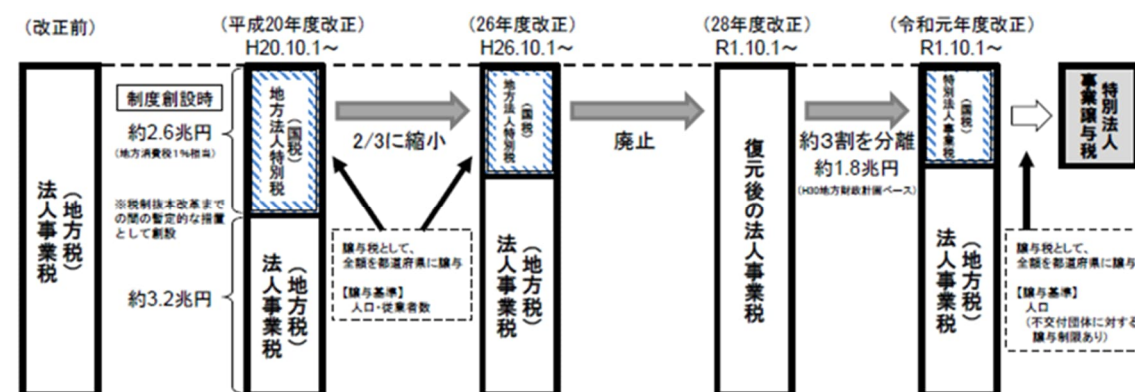
この暫定措置は、消費税10%段階において廃止し法人事業税に復元するとされていたところ、平成30年度の与党税制改正大綱において、「特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税10%段階において地方法人特別税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得る」とされた。

これを受け、地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展することを目的に、平成元年度税制改正において創設されたのが特別法人事業税・譲与税である。

制度としては、地方法人特別税を廃止した復元後の法人事業税の約3割を分離して、地方法人特別税と同様に、国税として、法人が法人事業税と併せて都道府県に申告納付を行い、国に払い込んだ全額が譲与税として都道府県に配分されることになった。

地方法人特別税との違いとしては、将来に向けた安定的な制度とするため恒久措置とされたことが挙げられる。また、譲与基準は、地方税の偏在度が一般的に人口で比較されること、地方自治体の歳出構造において社会保障や教育等の分野で安定的に行政サービスを提供する重要性が増し人口比例的な要素が大きくなっていることを踏まえ、人口のみを基準としたほか、一部国税化の規模を抑えつつ、譲与税制度の中で適切な偏在是正効果を実現するため、普通交付税の不交付団体は財源超過額である25%を上限とする譲与制限の仕組みが設けられることとなった。

【図表 16: 譲与税による偏在是正措置の推移】



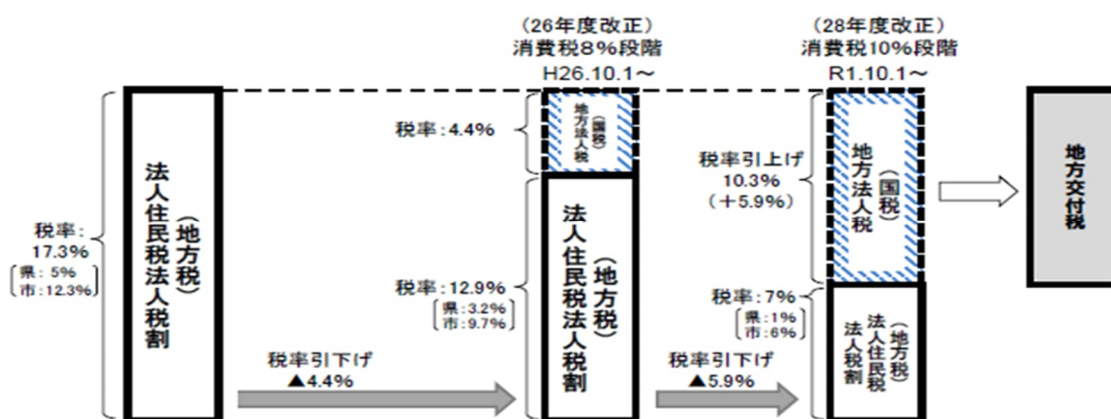
(出典：総務省)

(2) 法人住民税法人税割の交付税原資化による偏在是正措置

消費税率の8%への引上げを踏まえ、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（税制改革抜本法）において、暫定措置である地方法人特別税・譲与税の見直しと地方消費税の引上げに伴い拡大する財政力格差に対処するため、税源の偏在是正を行うことが規定された。

これを踏まえ、平成26年度税制改正において、法人住民税法人税割の税率を引き下げ、引下げ分は国税として地方法人税を新設して国が徴収し、税収の全額を地方交付税の原資とする偏在是正措置が実施された。また、平成28年度税制改正において、消費税の税率10%への引上げ時に、地方法人税の税率を引き上げることとされた。

【図表 17: 交付税原資化による偏在是正措置の推移】



(出典：総務省)

(3) 更なる偏在是正措置に係る課題

更なる偏在是正措置を検討する際の課題としては、譲与税と交付税原資化のいずれを優先すべきであるかということが挙げられる。

これについては、令和元年度税制改正に向けた総務省の検討会において、是正措置として譲与税化と交付税原資化の議論がされた際、譲与税は交付税の不交付団体に対しても一定の財源が配分されるため不交付団体にも理解が得られやすいこと、また、譲与税は財源の再配分の状況が明確であり、収入に対する予見可能性が高いなどとして、譲与税化を基本とすることが適当であり、十分な効果が得られない場合には、交付税原資化も視野に入れて検討するとされた。

また、地方の歳入総額を変更せずに、地方法人税の税率を1%増やすためには、同じ法人税額を算定基準とする法人住民税法人税割の税率を1%削減する必要があるが、1%全てを都道府県分で削減すると、現行税率が1%であるため、都道府県では法人税割を課すことができなくなる。また、これに伴い、独自事業の財源に充てる超過課税が実施できなくなるといった課題もある。都道府県における法人税割の超過課税は、静岡県を除く46団体において、0.8%から1%の税率を上乗せして実施されていることから、税率見直しに伴う影響は大きな

ものとなる。

特別法人事業税においても、現行の法人事業税の外形標準課税適用法人への所得割や収入割の税率が1%のため、偏在是正措置の拡充のために税率の引下げを行うには、令和元年度税制改正では対象外とされた外形標準課税適用法人における資本割や付加価値割も含めた税率見直しも想定されるが、全国の税收規模では法人税割が2,100億円であるのに対し、法人事業税が4兆8,000億円と規模が大きいことから、是正効果を確保するための税率の下げ幅も法人事業税の方が小さくなる。

よって、更なる偏在是正措置を検討する際には、譲与税制度の拡充を優先して検討するべきものと考えられる。

(4) 譲与税制度の効果

譲与税制度による偏在是正の効果については、前記3の「(2) 偏在性の推移と現状」に記載のとおり、人口一人当たりの税收額の偏在度では、令和4年度の都道府県間における都道府県間の最大/最小は5.9倍であるのに対し、特別法人事業譲与税を含んだ比較においては、最大/最小が3.4倍に縮小することになる。

図表18は、譲与税制度の見直しを行った場合の譲与税を含む法人事業税への影響の試算結果である。現行では事業税の約3割を譲与税として分離するのに対し、試算①は譲与税がない場合、試算②は譲与税の割合を3割から5割に拡大した場合である。試算①から分かるように、現行の特別法人事業税の制度がなければ、東京都は約5,300億円の増収となり、シェアも7ポイント増加し、人口一人当たり税收の都道府県間の最大/最小は5.8倍に拡大する。なお、兵庫県は約330億円の減収となり、シェアも0.5ポイント低下することになる。

次に、試算②から分かるように、もし譲与税を現行の3割から5割に拡大した場合は、東京都は3,500億円の減収となり、シェアも5ポイント減少し、都道府県間の一人当たり税收の最大/最小は2.9倍から1.8倍に縮小する。なお、兵庫県は約220億円の増収となり、シェアも0.3ポイント増加することになる。

【図表18: 特別法人事業譲与税の割合を変更した場合の法人事業税(譲与税含む)の影響試算】

順位	都道府県名	税 額 (億円)			差 額 (億円)		シェア (%)		
		現行	試算①	試算②	①-現行	②-現行	現行	試算①	試算②
1	東京都	14,402	19,720	10,851	5,318	△ 3,551	20.0	27.3	15.0
2	大阪府	5,832	5,963	5,745	130	△ 87	8.1	8.3	8.0
3	愛知県	5,212	5,423	5,070	212	△ 141	7.2	7.5	7.0
4	神奈川県	4,608	4,105	4,943	△ 502	336	6.4	5.7	6.9
5	埼玉県	3,072	2,419	3,508	△ 653	436	4.3	3.4	4.9
6	千葉県	2,804	2,320	3,127	△ 484	323	3.9	3.2	4.3
7	福岡県	2,689	2,464	2,839	△ 225	150	3.7	3.4	3.9
8	兵庫県	2,642	2,309	2,865	△ 333	222	3.7	3.2	4.0
9	北海道	2,406	2,036	2,653	△ 370	247	3.3	2.8	3.7
37	奈良県	477	326	578	△ 151	101	0.7	0.5	0.8
45	島根県	312	266	343	△ 46	31	0.4	0.4	0.5
46	高知県	280	214	323	△ 66	44	0.4	0.3	0.4
47	鳥取県	239	192	269	△ 46	31	0.3	0.3	0.4
人口一人 当たり収	最大/最小 東京/兵庫	2.9	5.8	1.8					
		2.1	3.4	1.5					

現行: 約3割を特別法人事業譲与税として配分(譲与制限あり)
 試算①: 特別法人事業譲与税がない場合
 試算②: 約5割を特別法人事業譲与税として配分(譲与制限あり)

8 地方法人課税における新たな是正方策の検討

(1) 是正方策の考え方

税は地方自治の根幹であり、地方分権の推進の観点からも、地方自治体が提供する行政サービスの財源は、可能な限り地方税によって充足されることが原則である。

そのため、地方法人課税における偏在性の小さい地方税体系の構築を目指す上で、まず取り組むべきであるのは、応益課税に基づく地方法人課税の適正な配分であり、譲与税や交付税による偏在是正措置はあくまで地方法人課税を補完するものでなければならない。

そして、分割基準は、複数の地方自治体に事務所等が所在する法人に対する地方自治体間の課税権を調整し、課税標準を適切に分割するための制度であり、財政調整を目的として基準を変更することが適当ではないことを認識しておく必要もある。

よって、まずは分割基準や事務所等の要件に係る是正方策を検討し、それが困難な場合に特別法人事業税・譲与税の拡充を求めることとするべきである。そして、この分割基準や事務所等の要件が適切なものに見直されることにより、結果的に地方法人課税の偏在是正につながるものと考えられる。

なお、分割基準の新たな指標については、法人が自ら分割して申告納付できる簡易なものであるとともに、納税する法人側の納得感が得られるものとすべきであることにも留意しなければならない。

また、本勉強会の委員からは、国への提言においては、望ましい是正方策を示せなくても、問題提起を行っていくことが重要であるといった意見のほか、従業者がいなければ事務所等の要件に該当しないとされる倉庫のほか、EC、メガソーラーについても、「人の有無」ではなく、占有や稼働状況により捕捉すべきと考えれば、すべて要件に該当するといえるのではないか等の意見があった。

(2) 分割基準に課題がある業態の是正方策

以下の枠内において、是正方策については、主なものをゴシック体で記載し、その他の是正方策があれば〔その他〕として記載している。

① EC（物品販売系）

【課題】 全国に事業展開しているにもかかわらず、本店や地域拠点のある地方自治体しか分割基準の対象とならず、また、税収が従業者数のウェイトが高い本店等の所在する地方自治体に集中する。

【是正方策】 分割基準の見直し：「事務所数」の代替として「販売額」を用いる。

〔その他〕 分割基準の見直し：営業所、物流倉庫、配送センター等がない地方自治体であっても、分割基準の「事務所数」に最小単位である1ヶ所分を加算する。

【是正策の理由等】

- ・ E C事業者が、大規模な物流倉庫の整備や配送の委託などコスト抑制に取り組むことにより、事務所等の設置がない都道府県が発生するケースが多い。この場合であっても、配送に不可欠な道路や橋梁を使用することで行政サービスを享受していることから、事業の活動量として事務所数を用いることは不相当であり、より地方自治体における事業活動を反映した基準として販売額を用いるべきである。
- ・ E C事業者は、個々の受注記録等により、都道府県別の販売額を容易に把握できることから、分割基準を見直しても、税申告における法人の負担が過度にはならないのではないか。
- ・ 店舗型と併用している法人については、指標が混在しないよう、店舗での売上げに対しても「販売額」を用いるべきかを検討する必要がある。
- ・ 本勉強会の委員からは、地方法人課税及び地方消費税については、消費地主義が原則となるため、売上げ（販売額）に応じた課税が原理原則ではないかなどの意見があった（フランチャイズ事業も同様）。

② フランチャイズ事業

【課題】加盟店のロイヤリティを含めて算定された本部の税収が、本店等の所在する地方自治体に販売の実態を超えて集中する。

【是正策】分割基準の見直し：「事務所数」の代替として「販売額（フランチャイズ加盟店を含む）」を用いる。

[その他] 分割基準の見直し：フランチャイズ店舗の親会社が非製造業の場合は、分割基準の「事務所数」にフランチャイズ店舗数を加算する。

【是正策の理由等】

- ・ 分割基準の対象となる事務所数にはフランチャイズ加盟店分が含まれていないことから、現行の分割基準では、コンビニ本部に集中するロイヤリティ料の分散ができず、税収が適正に配分されない。
- ・ 各コンビニ本部では、フランチャイズ加盟店を含めた都道府県別の販売額を把握できることから、分割基準を見直しても、税申告における法人の負担が過度にはならない。
- ・ コンビニ本部でも、商品開発やイベント企画等で売上げに寄与していることから、本店貢献分を反映する指標として従業者数は引き続き必要である。
- ・ 是正策に関する税額試算の結果は図表 19 のとおりであり、分割基準において販売額シェアが高いほど、各地方自治体への税額配分にも変化が生じることが分かる。

【図表 19: 主なコンビニ本部における法人事業税の税額試算】

順位	府県名	税 額 (百万円)				シェア (%)			
		現行	試算①	試算②	試算③	現行	試算①	試算②	試算③
1	東京都	3,461	3,263	3,111	2,411	22.3	21.0	20.1	15.5
2	大阪府	1,663	1,434	1,508	1,199	10.7	9.2	9.7	7.7
3	神奈川県	1,030	1,109	1,081	1,182	6.6	7.2	7.0	7.6
4	埼玉県	922	881	904	868	5.9	5.7	5.8	5.6
5	愛知県	771	871	812	896	5.0	5.6	5.2	5.8
6	北海道	636	562	613	568	4.1	3.6	4.0	3.7
7	千葉県	626	700	688	810	4.0	4.5	4.4	5.2
8	福岡県	567	668	610	696	3.7	4.3	3.9	4.5
9	静岡県	412	421	428	460	2.7	2.7	2.8	3.0
10	宮城県	410	345	370	290	2.6	2.2	2.4	1.9
11	兵庫県	368	431	431	555	2.4	2.8	2.8	3.6
12	広島県	348	346	353	361	2.2	2.2	2.3	2.3
13	山口県	311	311	311	311	2.0	2.0	2.0	2.0
41	鳥取県	52	49	54	59	0.3	0.3	0.3	0.4
42	佐賀県	41	70	64	110	0.3	0.5	0.4	0.7
43	和歌山県	31	54	48	83	0.2	0.3	0.3	0.5
人ロ一入	最大/最小	111.6	60.4	64.8	29.0				
事企ノ数社	東京/兵庫	9.4	7.6	7.2	4.3				

現 行：課税標準の 1/2 ずつを従業者数と事務所数で分割
試算①：課税標準の 1/2 ずつを従業者数と販売額で分割
 試算②：課税標準の 1/3 ずつを従業者数、事務所数、販売額で分割
 試算③：課税標準の全額を販売額で分割

【試算方法】

- ・コンビニ販売額は商業動態統計調査の 2023 年度販売額・店舗数から 1 店当たり販売額を割出し、大手 3 社 HP の府県別コンビニ数（フランチャイズ加盟店を含む。）を乗じて算出
- ・分割基準はコンビニ 3 社の課税データを使用。超過課税、不均一課税分を除く。
- ・順位には、分割基準の割振がない高知、宮崎、鹿児島及び沖縄の 4 県を除外

③ オートメーション化

【課 題】ロボットの導入によるオートメーション化が進み、配置される従業者数が減少することに伴い、工場等が所在する県への税収が減少する。

【是正策】分割基準の見直し：自走式ロボット等、オートメーション化の進んだ物流倉庫（倉庫業を除く）について、「従業者数」の割増しやロボットの設置数の上乘せを行う。

【その他】分割基準の見直しは困難なため、特別法人事業税・譲与税の拡充による是正で対応

【是正策の理由等】

- ・従業者数の割増しについては、製造業の分割基準において、資本金 1 億円以上の法人における工場の従業者数を 1.5 倍にする制度が既にある。
- ・従業者数の倍数ではなく、オートメーション化に係るロボットの数を上乘せする方法も

考えられる。

- ・ECの物流倉庫であれば、「事務所数」の代替として「販売額」を用いる見直しと併用することも可能。
- ・その他の課題としては、製造業の生産工場におけるオートメーション化に対する割増しをどうするのか、オートメーション化の進んだ倉庫やロボットをどのように定義・判定するのか等が挙げられる。
- ・また、法人への配慮として、中小法人も対象とするのか、人手不足状況への対応や、オートメーション化への課税が設備投資の阻害とならないような対応が必要と考えられる。

④ 分社化

【課題】 分社化後の各社が事務所等所在地の地方自治体に納税する際に、地方自治体間の課税関係に変化が生じることがある。

【是正策】 分割基準の見直しは困難なため、特別法人事業税・譲与税の拡充による是正で対応

【是正策の理由等】

- ・経営の効率化や、リスクの分散、節税を目的に法人が分社化等の組織再編を行うことに法令上の問題は特になく、自由な企業活動を保護する必要もあろう。
- ・ブランド使用料や経営指導料等の名目で子法人の利益が親法人に渡るような事例もみられる。
- ・親法人が子法人の人事、給与、経理といった総務系機能を担わない場合は、分割基準の問題とは分けて考えるべきである。一方で、子法人の総務系機能を担う場合でも、個別法人ごとの判断となり、分割基準として制度化するにはハードルが高い。
- ・グループ通算制度の子法人の場合は、親法人と一体となって事業を行っているのみならず、親法人の事務所数も分割基準に含めることなどが考えられるが、製造業（分割基準：従業者数）においては現行の分割基準に入れ込むことが困難。

⑤ その他

①から④までの業態に加え、現行の分割基準では適切に分割されていないと考えられる業態として、保険業、インターネット保険業、インターネット銀行業・証券業、マンション分譲業及びフードデリバリー業を挙げているが、これらについて現時点においては、特別法人事業税・譲与税の拡充による是正で対応すべきである。

理由としては、ECやフランチャイズ事業以外の業態でも、全国的に事業活動を行っているにもかかわらず、事務所等がない又は従業員が個人事業主扱いであるなどにより、税収が適切に分割されていない事例が多岐にわたっていることが挙げられる。また、分割基準では、

法人が自ら分割して申告納付できる簡易な基準が求められるところ、店舗とインターネットを併用する業態など法人のパターンも複雑なことから、新たな基準の制定には細分化が必要など、課題も多いことが考えられる。

このように現行の分割基準では課題がある業態の分析については、単独の地方自治体では事務所等がなく申告がない法人や個別法人の課税データの秘密保持などにより、事例収集が難しいケースが多い。今後の統計データとして使用可能な規模の事例収集には、他の地方自治体からの課税データの提供のほか、地方の側から国に情報を上げるような仕組みづくりの検討も必要ではないか。

(3) 事務所等の要件に課題がある業態の是正方策

① 特定目的会社

【課題】 制度上、配当の損金算入が可能であることから、税額が発生しても少額となる。また、倉庫等のテナント側においても、賃借料を経費として計上するため、法人事業税が減少する。

【是正方策】 事務所要件の見直しは課題も多いため、特別法人事業税・譲与税の拡充による是正で対応

[その他] 分割基準の見直し：親法人（又はグループ内の資産運用会社等）と一体となって事業を行っているとき、出資した親会社の分割基準の「事務所数」において、子会社の特定目的会社の事務所数も加算する。

【是正方策の理由等】

- ・事務所等の要件を見直しても、特定目的会社の制度により、税額が発生しても少額となる現状からの大きな改善が見込まれない。
- ・本勉強会の委員からは、損金算入の影響により所得に対する課税は難しいが、事業活動をしていることに着目し、現状では政策的に課税されていないといった問題意識を打ち出すべきである、また、資産保有については、倉庫など物流関係に限らず、ホテルなど様々な事例があることを考慮すべき等の意見があった。

② 太陽光発電・風力発電等

【課題】無人の発電設備では人的要件を満たさないため、設備がある地方自治体に課税権が生じず、本店等のある地方自治体に税収が集中する。

【是正方策】事務所要件の見直し：人的設備がなくても発電設備があれば事務所とみなし、分割基準の「事務所数」に加算する、又は「事務所数」の代替として「太陽光パネル等の面積」や「太陽光発電設備等の用に供する固定資産の価額」を用いる。

[その他]事務所要件の見直しは困難なため、特別法人事業税・譲与税の拡充による是正で対応

【是正方策の理由等】

- ・従業員が不在の発電設備は事務所等には該当しないとして、分割基準の対象とされない現行制度は、法人の活動実態に合わない。
- ・太陽光・風力発電等における都道府県別の事業所面積や太陽光パネルの面積等は、(兵庫県や県内市町では実務上必要としないため把握していないが)設置会社において容易に把握できるのではないか。
- ・本勉強会の委員からは、是正方策の検討においては他制度との一貫性を踏まえたものとすべきであり、例えば、メガソーラー設備であれば、1000kWといった発電単位を用いるのではなく、固定資産の価額や太陽光パネル等の面積に基づく配分が必要といった説明とすべきである、また、応益課税の観点から、本来、小規模施設であっても課税対象とすべきであり、捕捉が困難なものについては、そのことを課題として打ち出すべきなどの意見があった。

③ EC (デジタル系)

【課題】商品の配送がない電子出版等は、物品販売系以上に税収が本店所在地に集中しているが、支店等がなければ、行政サービスを受けた場所を特定することが困難であるなど、課題も多い。

【是正方策】事務所要件の見直しは困難なため、特別法人事業税・譲与税の拡充による是正で対応

【是正方策の理由等】

- ・オンラインゲームや電子出版などについては、利用権の許諾により購入が完了するなど商品の配送を要さず、法人が営業所や倉庫等を設置しないケースが多いほか、通信基地局の整備も法人自らが行うものではないこと等から、法人がその事業活動において本店所在地以外の地方自治体からの行政サービスを享受しているとは明確に観念し難い。

- ・商品の配送がないため、購入者がどこで購入したか（自宅、勤務先、通勤途中など）を確認することも難しい。また、クレジットカード決済であっても、カード会社に届出のある住所と購入時点での所在が一致しているとは限らないため、最終的な消費地の把握が困難である。

④ その他

①から③までの業態に加え、現行の事務所等の要件に該当しないと考えられる業態として、自動販売機、金融機関のATM・消費者金融の無人契約機及び通信基地局を挙げているが、これらについて現時点では、特別法人事業税・譲与税の拡充による是正で対応すべきである。

理由としては、設備の種類や設置主体、設置場所が多岐にわたり、一律に事務所等とみなすには、課題も多いことが挙げられる。

(4) 是正策のまとめ

分割基準や事務所等の要件が適切なものに見直されることにより、結果として地方法人課税の偏在是正につながるようになることから、まずは分割基準や事務所等の要件に係る是正策を示し、困難な場合には特別法人事業税・譲与税の拡充を求める。

これまでの是正策をまとめると以下のとおりである。

項目	業態・設備	是 正 方 策		
		分割基準の見直し	事務所等の要件見直し	特別法人事業税・譲与税の拡充
分割基準	①EC (物品販売系)	[主]「事務所数」の代替として「販売額」に変更 [他]事務所のない自治体にも、「事務所数」に1ヶ所分加算		
	②フランチャイズ事業	[主]「事務所数」の代替として「販売額(フランチャイズ加盟店を含む)」に変更 [他]「事務所数」にフランチャイズ店舗数を加算		
	③オートメーション化	[主]「従業者数」に対する割増し又はロボットの設置数を上乗せ		[他]
	④分社化			[主]
	⑤その他			[主]
事務所等の要件	①特定目的会社	[他]親会社の分割基準に子会社の特定目的会社の事務所数を加算		[主]
	②太陽光発電・風力発電等		[主]発電設備を事務所とみなし、分割基準の「事務所数」への加算、「パネル面積や発電設備の用に供する固定資産の価額」を代替	[他]
	③EC (デジタル系)			[主]
	④その他			[主]

※ 主な是正策については [主]、その他の是正策があれば [他] としている。

9 地方法人課税以外の税目に係る検討

本勉強会では、地方税の偏在性に関し、人口一人当たりの税収額の指数において、地方法人課税の最大団体と最小団体の乖離が特に大きいことなどから、地方法人課税の課題と是正方策について検討してきた。加えて、それ以外の偏在性や課税制度に課題があると考えられる税目として、地方消費税の清算基準及び県民税利子割の偏在性の是正方策に係る検討を行った。

(1) 地方消費税

① 地方消費税の清算制度について

地方消費税は、事業者が国内で行う商品・製品の販売及びサービスの提供等を行う際のほか、外国から商品を輸入する際に、国税である消費税と併せて課税するものとして平成9年度に創設された。

この地方消費税を最終的に負担するのは消費者であり、税収も最終消費地に帰属する必要があるが、実際に納税を行うのは各流通段階における事業者であり、事業者は本店所在地を所管する税務署等に消費税と併せて申告納付を行うことから、課税地と最終消費地の不一致が生じることになり、この不一致を調整するものとして「清算制度」が導入されている。

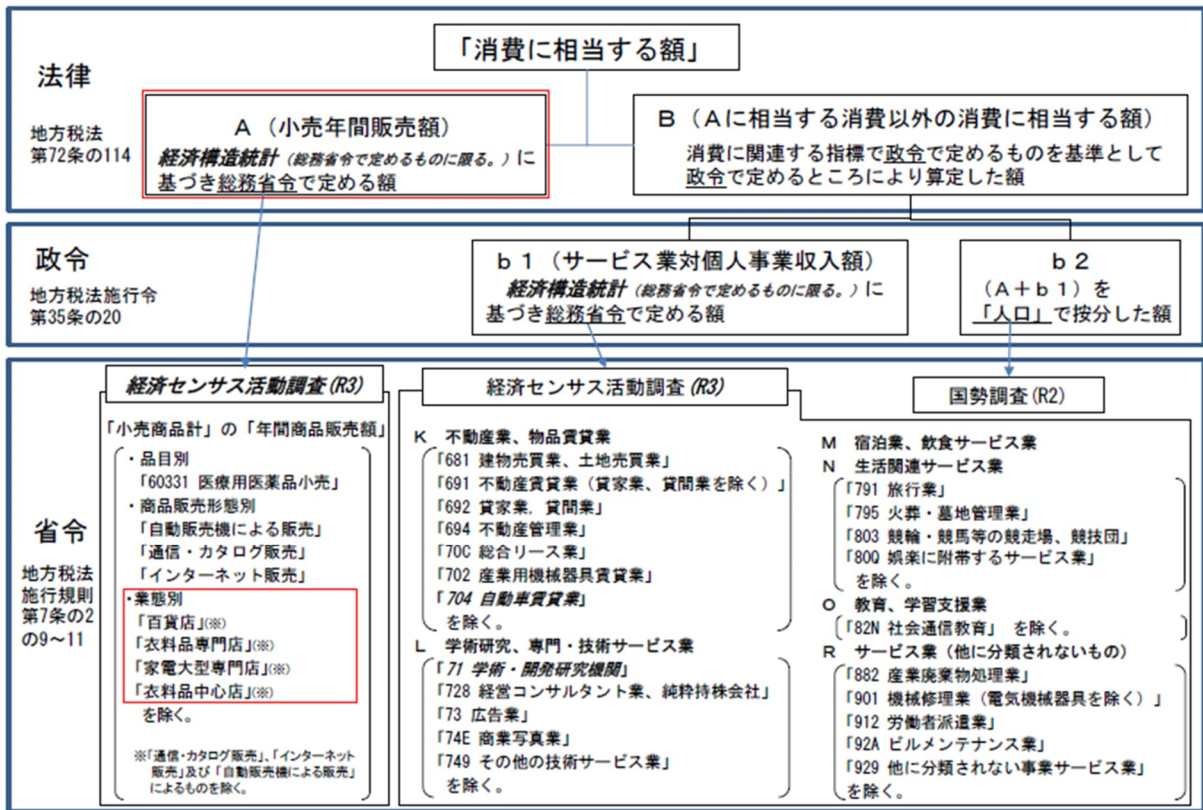
この清算のために設けられた清算基準においては、都道府県ごとの「消費に相当する額」に応じて按分するため、統計基準や人口基準等が用いられてきたが、税収の適正な帰属を図るため、その都度見直しが行われており、平成30年度税制改正以降は統計基準（令和6年度税制改正以降は令和3年経済センサス活動調査に基づく小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額）と人口基準、それぞれ50%の比率による清算がなされている。

地方消費税の清算制度は、税収の適正な帰属を図るためのものであり、偏在是正を目的として設けられたものではないが、人口一人当たりの税収額の指数における最大団体と最小団体の差も1.3倍（最大と兵庫県の差は1.2倍）となるなど、結果的に偏在是正に寄与するものとなっている。

【図表 20: 清算基準のウェイト推移】

	～H26	H27～	H29～	H30～
統計基準		75%		50%
人口基準	12.5%	15%	17.5%	50%
従業者数基準	12.5%	10%	7.5%	(廃止)

【図表 21： 地方消費税清算基準の法令上の構造】



(出典：総務省)

② 清算制度に係る課題と是正方策について

ア 支出側の統計指標の活用

「消費に相当する額」の把握については、統計データとして「経済センサス活動調査」の数値を活用し、統計データでカバーできないものは、代替指標として人口が用いられている。そして、この統計データでカバーできないものとして、統計の計上地と最終消費地が乖離していることが推定されるもの及び非課税取引に該当するものについては、統計データから除くこととされている（図表 21 の省令で「を除く」と記載されている項目を参照）。

この経済センサス活動調査については、企業の販売額等をベースにした供給側の指標であるが、県境を越えた「持ち帰り消費」への対応など、消費の実態が十分に反映されていないことが課題として挙げられる。

例えば、都道府県別の昼夜間人口を比較すると、兵庫県は大阪府への通勤・通学者が多いこともあり、昼夜間人口比率も全国で下位であることから（図表 22 参照）、兵庫県においては県外で購入した商品等を自宅で消費・使用するケースが多いものと推察される。

清算基準の統計データからは、統計の計上地と最終消費地が乖離していることが推定されるものとして、業態別の「百貨店」や「衣料品専門店」等が除かれているが、食料品が除外対象ではないなど十分とはいえず、消費をよりの確に把握する見直しが必要となる。

また、支出側には「家計調査」や「全国家計構造調査」といった統計データがあるが、

これらの統計はサンプル調査のため、抽出世帯や調査期間の消費動向の偏りが推計値に反映されるなど、そのままデータを使用することには課題がある。しかしながら、清算制度はあくまで最終消費地を適切に把握することを目的としており、支出側の統計データを積極的に用いるべきであることから、調査対象数の増加や調査項目の追加など、調査内容を充実した上で活用を検討することが必要ではないか。

【図表 22: 兵庫県周辺府県等の昼夜間人口比率】

	夜間人口 (千人)	昼間人口 (千人)	昼夜間 人口比率	順位
東京都	14,048	16,315	116.14	1位
大阪府	8,838	9,182	103.90	2位
京都府	2,578	2,622	101.72	3位
岡山県	1,888	1,889	100.04	15位
兵庫県	5,465	5,250	96.06	43位

【図表 23: 支出側の統計例】

統計名	頻度	調査対象	内 容
県民経済計算	毎年	-	「国民経済計算」(GDP統計)と同様の手法で、各都道府県が計算。消費側の指標として民間最終消費支出や政府最終消費支出を調査。「家計調査」や「全国家計構造調査」から推計
家計調査	毎月	約9,000世帯 (本県266世帯)	家計の収入・支出、貯蓄・負債などの実態を調査
全国家計構造調査	5年	約90,000世帯 (本県3,279世帯)	家計の収入・支出及び貯蓄・負債、住宅・宅地などの家計資産を調査 (※調査期間: 10・11月)

イ 非課税取引として除外された項目に係る統計データの活用

平成 30 年度税制改正により、清算基準で使用する経済センサス活動調査の項目から非課税取引として除外されたものには、小売年間販売額として「医療用医薬品小売」(保険診療の対象となる調剤薬局での処方薬販売)及びサービス業対個人事業収入額として「不動産賃貸業」、「火葬・墓地管理業」、「医療・福祉」等がある。

このうち「医療用医薬品小売」及び「医療・福祉」が除外された理由として、改正地方税制詳解(平成 30 年)には、「医療については、医療機関等の課税仕入れに相当する部分は、患者等へは転嫁されず、医療機関等が最終消費をしていることとなることから、清算基準として用いるべきとの考えもあるが、医療機関の費用構造は病院や診療所、診療科目などによっても異なり、都道府県ごとの非課税・課税仕入れの割合を把握することは現時点では不可能であることから、すべてを除外することとした。」と記載されている。

一方で、図表 24 のとおり、保険診療の規模は約 47 兆円と巨額であるが、本勉強会において、そのうち課税仕入れに係る消費税相当額を厚生労働省の統計データ等から試算したところ、約 2 兆円と清算制度にも大きな影響を与える結果となった。

このように非課税取引として除外された項目については、単に除外するのではなく、国の各省庁による統計データの活用等により消費税相当額を算出して清算基準に反映することを検討してもよいのではないか。

【図表 24: 保険診療に係る推計消費税額】

	医療費 (億円)	うち消費税相当額推計額 (億円)
医科	338,255	8,700
歯科	32,275	870
薬局	79,903	650
薬価※	-	11,300
計	466,967	21,520

※医療費は「国民医療費の概況」による。

(薬価分は、医科・歯科・調剤のそれぞれの医療費に含まれている。)

※消費税相当額は、厚生労働省の「医療機関等における消費税負担に関する分科会」資料を基に推計

○保険診療については、厚生労働省が、都道府県ごとの医療費の推計を含む統計を毎年作成・公表しており、こうしたデータと「診療報酬に含まれる消費税対応部分」を用いて、都道府県別の課税仕入れ相当額を推計できるのではないかと。

○課税仕入れにかかる消費税額は、約2兆円と想定
※ R4年度消費税収29.5兆円（うち地方分6.4兆円）

○介護保険の介護報酬についても、医療保険の保険診療同様、居宅や在宅の介護サービスについて、基本的に消費税は非課税として介護報酬における対応がなされている。

(2) 県民税利子割

① 県民税利子割の制度と課題について

県民税利子割は、都道府県内に所在する金融機関等を通じて預金利子等の支払いを受ける個人に対して、その利子等の額に5%の税率を課する税であり、金融機関等が特別徴収義務者として、支払事務等を行う営業所所在地の都道府県に納入することになる。

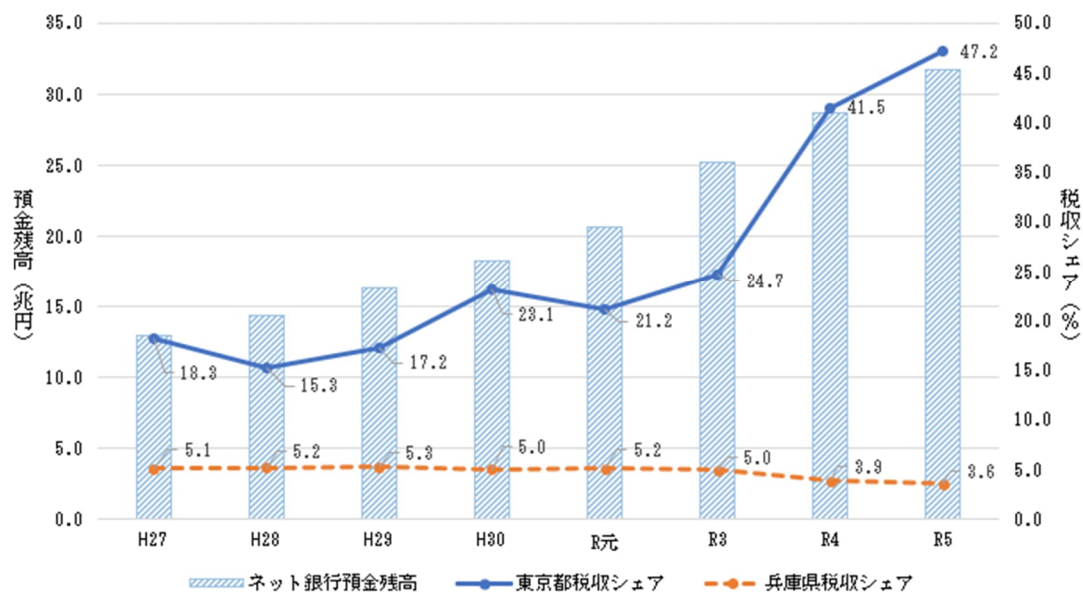
利子割の課題としては、都道府県内に利子等の支払事務を行う金融機関の営業所がない場合、当該都道府県には税収が全く入らないことであり、その顕著な例がインターネット銀行（以下「ネット銀行」という。）である。

ネット銀行は、電子決済の拡大や店舗型の金融機関と比較して高率の利子設定をしていることから、主要銀行における預金残高が年々増加しているが、実店舗の設置がないため、利子等の支払は本店が直接行うことになる。そして、主要なネット銀行の本店所在地は全て東京都であることから、必然的に税収も東京都に集中することになり、令和5年度の利子割税収の東京都のシェアは急拡大して約5割に迫るなど、人口の集中を上回る過剰な集中が見られており、偏在性においても、人口一人当たりの税収額指数の最大団体と最小団体の乖離は22.2倍（最大団体と兵庫県は5.1倍）と、地方法人課税の偏在性を大幅に上回る状況である。

そして、本年1月の日本銀行による追加利上げにより、金融機関の預金金利等の更なる引上げが見込まれ、それに伴い利子割の税収についても大幅増が見込まれるなど、この傾向は更に進むものと考えられる。

国においても、令和6年11月開催の地方財政審議会において当該問題に言及されており、翌12月の令和7年度与党税制改正大綱においては、「インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大していることから、金融機関等の事務負担に配慮するとともに、地方公共団体の意見を踏まえつつ、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和8年度税制改正において結論を得る」と明記された。

【図表 25: 主要ネット銀行（6行）の預金残高と利子割税収シェア（東京、兵庫）の推移】



※主要6行（楽天、住信 SBI ネット、イオン、大和ネクスト、ソニー、au じぶん）の預金残高は各社のHPによる。

② 適正な税収帰属に向けた是正方策の検討について

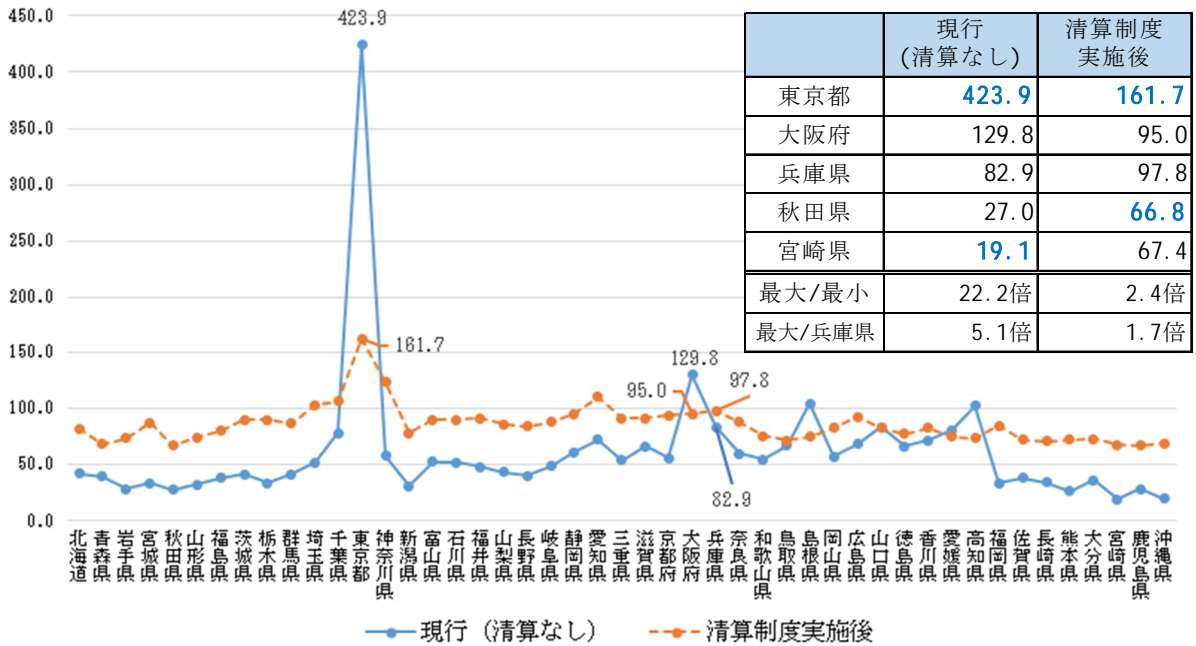
本勉強会では、昨年6月の第1回会議から県民税利子割の税収帰属に係る問題点を指摘していたことに加え、前述の令和7年度与党税制改正大綱において、地方公共団体の意見を踏まえつつ抜本的な対策を検討するとあることから、適正な税収帰属に向けた地方側からの是正方策の提案として、個人住民税を指標とした都道府県間の清算制度の導入について検討を行った。

まず、金融機関の事務負担を増加させないことを前提にすると、地方消費税のように、各都道府県に納税された後、清算基準に基づき都道府県間の清算を行う仕組みが考えられる。この場合の清算基準としては、現行、利子割の税収の約6割を都道府県から所在市町村に交付金として配分する際に、各市町村から都道府県に払い込まれた個人道府県民税の額（指定都市分については調整要。3か年平均）に基づき按分していることから、当該制度に準じて、個人住民税（道府県民税+市町村民税）の税収額を用いることが適当である。

この清算基準による試算結果については図表26のとおり、人口一人当たりの税収額の指数における最大の東京都と最小の団体との乖離は、現行の清算制度がない状況においては22.2倍であるのに対し、清算制度を導入すると2.4倍まで縮小することになり、一定の是正効果が見込まれる。

なお、他の是正方策として、金融機関が納税者住所地の都道府県ごとに個々に振り分けて申告納入を行うことも考えられるが、金融機関のシステム改修をはじめ、金融機関の負担が増大することが想定される。

【図表 26: 清算制度導入による人口一人当たりの利子割税収額の指数（令和5年度）の比較】



10 おわりに

令和元年度税制改正における特別法人事業税・譲与税の創設が実現した背景としては、地域間の財政力格差の拡大や大都市部への税収集中傾向があったこともさることながら、全国知事会や各地方自治体等から新たな偏在是正を求める提言や要望が活発に行われたことが大きかったと考えられる。そして、法人の事業活動の多様化をはじめとする社会経済情勢の変化は今後も顕著に進み、偏在性の更なる拡大が想定されることから、税源の偏在が小さい地方税法体系の構築に向け、地方の側から改めて国に働きかけを行うことが重要である。

また、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律においては、その後の社会経済情勢の変化に対応できるよう、施行後適当な時期に施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる、いわゆる「検討条項」が規定されているが、施行から5年が経過していることもあり、現状を分析し、検討を行う時期を迎えているともいえるのではないかと。

その際、国においては個々の法人の分割基準の数値等を有していないことから、本勉強会のような課税データに基づく試算や統計情報との比較資料の提供など、地方側からの積極的な協力が求められる。

参 考 資 料

1 国への要望事項

- 兵庫県
- 全国知事会
- 埼玉県・千葉県・神奈川県知事連名による要望（抜粋）

2 地方税の偏在是正に関する勉強会

- 委員名簿
- 開催概要

1 国への要望事項

○兵庫県 令和7年度国の予算編成等に対する提案（令和6年11月）

IV 県政改革の推進 (3) 地方税体系の充実強化

① 地方法人課税の偏在是正につながる課税原則の見直し

- ・法人の事業活動の多様化など、社会経済情勢の変化により、現行の分割基準や事務所等の定義では実態に合わない事例が見られ、結果として地方法人課税の偏在性の拡大が生じていることから、以下の見直しを検討すること

ア EC（電子商取引）等に対する分割基準の見直し

- ・地方団体から各種の行政サービスを受けているにもかかわらず、現行の分割基準では、当該受益に応じた適正な税収の配分がなされない業種が見られることから、新たな指標を設ける等、分割基準の見直しを図ること

【提案の背景】

- ・法人事業税は、法人が事業活動に当たり地方団体の各種の行政サービスを受けていることに對し、必要な経費を分担するとの考え方に基づき課税されるものであり、法人の事務所等が2以上の地方団体にある場合の課税権の調整のために分割基準が設けられている。
- ・現行の分割基準では、法人事業税において非製造業は事務所数と従業者数（それぞれ課税標準の1/2）、製造業は従業者数（資本金1億円以上の法人は工場の従業者数を1.5倍）で分割することとされている。

【問題がある業種例】

- 《EC》EC事業者はインターネットを介し、全国を対象に事業活動を行い、配送に不可欠な道路や橋梁を使用しているにもかかわらず、本店や少数の事務所等以外に事務所等を設置していないため、税収が本店所在地等のみに帰属している。
- 《フランチャイズ》コンビニエンスストアなど、高額なロイヤリティ等により、販売額シェアを超えて本社等が所在する地方団体に税収が集中している。
- 《オートメーション》製造業や物流倉庫において、ロボットの導入によるオートメーション化が進み、従業者の配置数が減少することにより、工場や倉庫の所在する都道府県への税収の配分が少なくなるような事例が見られる。

イ 事務所等の定義の見直し

- ・法人の利益の源泉たる施設であるにもかかわらず、事務所等（事務所又は事業所）の定義に該当しないことから分割基準の対象とならず、当該施設の所在する都道府県に税収が配分されない施設が見られることから、事務所等の定義の見直しを図ること

【提案の背景】

- ・法人関係税は「事務所等」を有する法人に、その事務所等が所在する地方団体が課税することとなっている。
- ・事務所等は、「事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所」とされている。

【問題がある施設の例】

- 《太陽光発電施設・風力発電施設》発電設備に従業者がいないことから事務所等に該当せず、地方団体からの受益があるのに、当該設備が設置された地方団体が本社等所在地でない場合は課税権が生じない。
- 《特定目的会社の物流施設》特定目的会社（親会社の本社所在都道府県に登記上の本社を置くもの）のスキームを活用し、大規模な物流施設を建設し他企業に賃貸するケースが近年多く見られるが、特定目的会社にとって当該施設は事務所等に該当しない。また、特定目的会社は配当の損金算入が可能であり、借主側の企業にとっても、施設の賃借料が経費として計上されるため、地方団体に入る税収が減少する。

○全国知事会 令和7年度税財政等に関する提案（令和6年11月）

IV 税制抜本改革の推進等

6 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

全国知事会としては、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていく上で、地方税は最も重要な基盤であり、地方税の充実とともに税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を目指すべきであるとかねてより主張してきた。令和6年度与党税制改正大綱及び今般の骨太方針2024に取り上げられたとおり、東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないように、地方自治体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組むべきである。

○埼玉県・千葉県・神奈川県知事連名による要望（抜粋）（令和6年5月）

居住する地域にとらわれないこども施策の実現及び税源の偏在是正について

（略）近年、税収に恵まれている東京都では、18歳年度末までのこどもに対する月5千円の給付、高校授業料実質無償化における所得制限撤廃、公立学校給食費の無償化、0～2歳児の第2子の保育料無償化、18歳年度末までのこどもに対する医療費助成といった施策を打ち出し、周辺自治体との地域間格差が拡大している。（略）

また、こども施策のみならず様々な施策においても、東京都と周辺自治体の地域間格差の拡大が多く存在しているところであり、こうした状況は、東京一極集中の流れを加速し、デジタル田園都市国家構想が目指す「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」に向けての妨げとなりかねない。

こうした行政サービスの地域間格差は、財政状況の違いから生じているものとする。経常収支比率を見ても、東京都が全国で最も低く、自由に使える財源が潤沢である。これは、人口密度が高いほど、必要な人口1人当たりの一般財源は少なくなるが、東京都は、人口密度の高さとは不釣り合いな規模の一般財源を得ていることが要因と考えられる。

また、地方法人関係税については、納付税額が多い持株会社をはじめとする大企業が、東京都に本店又は事業所を置く傾向が強いことや、Eコマースの進展により、工場や倉庫よりも従業員数の多い本社がある東京都に、事業活動の実態以上に税収が集中していることも一つの要因となっている。

については、このような状況を踏まえ、次の事項について要望する。

1 居住する地域にとらわれないこども施策の実現

（略）自治体の財政状況に起因する格差が生じることがないように、国の責任と財源により必要な措置を講ずること。

2 税源の偏在是正

地方税は、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを行う上で、最も重要な基盤であり、行政サービスの地域間格差が過度に生じないようにするためにも、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けた取組を早急に行うこと。

2 地方税の偏在是正に関する勉強会

委員名簿

座長

関西学院大学経済学部教授

上村敏之

委員

甲南大学経済学部教授

足立泰美

兵庫県立大学国際商経学部准教授

濱田洋

神戸大学大学院法学研究科教授

淵圭吾

甲南大学経営学部教授

古田美保

(敬称略、五十音順)

開催概要

<第1回> 令和6年6月21日

- 地方税の偏在状況の確認
- 検討方針の決定

<第2回> 令和6年8月16日

- 偏在性を高める具体的な経済活動の整理

<第3回> 令和6年10月10日

- 偏在是正に関する課題の整理
- 国への提案(11月)の作成

<第4回> 令和6年12月26日

- 具体的な偏在是正方策の検討

<第5回> 令和7年2月12日

- 全体整理・新たな課題等の考察
- 報告書の作成